

世界計画經濟
世界計画經濟
内田源兵衛著

754

149

東京・河出書房



* 0023223000 *

0023223-000

754-149

世界計画經濟

河出書房

第2卷

昭和13

ADD

363

43
75
162



世界計畫經濟

第一卷

企畫院總務部

内田源兵衛著

イタリヤ計畫經濟

河出書房



世界計畫經濟
第二卷

イタリヤ計畫經濟

754
149

序言

十九世紀に於て決定的に確立された私的及公的自由主義並に夫れを基調とする個人主義的經濟及衆民的政治は今や全面的に検討され、批判され、揚棄せられつゝある。

新なる經濟及政治の體制は、そこに實踐に移され始めた。ソ聯邦とドイツ及イタリアとは各その陣營は、尖鋭に對立し相隔つてゐるもの、齊しくこの意味における新なる體制に外ならぬ。

時恰も東亞においては、暗雲を破つて新なる秩序への長期建設が巨大な足どりを以て始まりつつある。この秋に際し世界的混迷を一直線に貫く、東京・ローマ・ベルリン樞軸の一環ローマの實驗はわれわれに何もものを訓へないであらうか。

昭和十三年十一月六日 日伊防共協定一周年の日

内田源兵衛

1

世界經濟叢書
第二卷

トクニシノ経済叢書

内田源兵衛

全書叢書
内田源兵衛

目次

はしがき イタリア計畫經濟の建設……………九

第一篇 イタリア計畫經濟の基本的理念……………三

第一章 序……………三

第二章 經濟的國家主義……………五

第三章 經濟的連帶主義……………元

第四章 生産主義……………三

第五章 個人創意の尊重……………六

第二篇 イタリア計畫經濟の機構……………四〇

第一章 序……………四〇

第二章	職業組合及協同體	四
第三章	全國協同體評議會	五
第四章	政治行政機構	五

第三篇 イタリア計畫經濟の内容

第一章	序	六
第二章	食糧自給政策	七
第三章	森林政策	九
第四章	原料政策	九
第五章	労働政策	一〇
第六章	爲替及貿易政策	一〇
第七章	金融及價格政策	一〇
第八章	海運政策	一七

第四篇 イタリア戰時經濟體制

第一章	世界大戰に於ける國家總動員の體驗	一八
第二章	經濟制裁の試鍊	二〇
第三章	イタリア領東アフリカの開發計畫	二二
第四章	國家總動員體制の確立	二三

附錄	一 労働憲章	二四
	二 國家動員法	二四

イタリア計畫經濟

は し が き

イタリア計畫經濟の建設



イタリアは、平時特に戦時の爲、經濟的獨立の最高水準に到達しなければならぬ。イタリアの全經濟はこの最高の必要性に對處せねばならぬ。その成否こそは寔にイタリアの運命をトするものである。ムソリニの言

今から丁度十六年前即ち一九二二年、時も丁度十一月、皇帝の組閣の内命に接したムソリニは直ちにミラノを發ち、ファシスト黨員に擁せられて、首都ローマに入り茲にムソリニを首相とする現在のファシスト政府が成立したのであるが、之は要するに、世界大戦後に於けるイタリア國家の政治上、經濟上、社會上の難局を打開し、イタリア國民生活をドン底から更生し再建する必要の現はれであつた。

即ち一九一九年六月に、ベルサイユの平和條約は成立したが、イタリア國民多年の熱望であ

り、又一九一五年のロンドン條約に依つて密に參戰の代價として約束されたアドリア海對岸の、ダルマチア併合の夢は完全に破れ、四箇年の困苦を重ね、六十五萬人の戦死者、百萬人の負傷者、四十五萬人の廢疾者の大犠牲を拂つて與へられたものは僅かに八萬平方呎の沙漠地帯であつた。熱血詩人のダマンチオがフューメを占領したのも此の頃である。

加ふるに國內に於て、休戰後早くもミラノでは社會主義者、共產主義者は赤旗をたて戰爭反對の標語をかかげてデモ行進を行ひ、戦線から脱走した兵士の大赦を要求する有様であつた。ローマでは二箇月に亘つて印刷工のストライキが行はれ社會黨の機關紙を除く他の新聞は全部休刊してゐたのである。一九一九年十一月に行はれた比例代表制に依る下院の選舉戰の結果社會黨が大勝を得て此の勢は益々盛となり、一九二〇年頃には郵便電信従業員、鐵道従業員のゼネラルストライキが相次いで起り、九月には工場占領が始まり、工場の屋根や門扉には鎌とハンマーのついた赤旗が掲げられたのである。

歐洲大戰に一兵卒として従軍し、一箇月に二十七回の手術をうける程の重傷を受けて戦線から退いたムソリニは此の有様に悲嘆の念をたぎらせたのである。此のときの心持ちを、其の自

叙傳の中に次のやうに述べてゐる。「戰爭の終つた直後の一九一九年と一九二〇年は、イタリアの最も暗黒な、そして痛苦に充ちた時代であつた。暗澹たる黒雲がイタリア全土を蔽つてゐた。イタリアの統一は少しも進捗しなかつた。余は騒然として襲來する暴風雨をぢつと眺めて居た。」と。

人口増加が年に四十萬に達し、鐵、石炭、石油、棉花、羊毛等の重要資源を大部分國外からの供給に仰ぎ、剩さへ主要食糧品である小麥は國內需要の三分の一しか自給が出来なかつたのである。斯様な國柄に於いて又前述したやうな國の内外の情勢に於て此處にムソリニと云ふ偉大な愛國者を指導者とし新たなる制度の下に經濟其の他の建設が行はれるに至つたことは、寔に當然の徑路でもあり、又イタリアの爲に極めて仕合せな運命であつた。

かくしてムソリニによつて打樹てられたファシストの經濟制度は從來の資本主義とも異り又況んや社會主義とも全く異なる新たなる原理と新たなる基礎との上に築かれたのである。

(一) 即ち第一は國家の目的は個人の目的の外にあり、且個人のそれよりも優越するといふ觀

念を確立したのである。個人主義的な國家觀、經濟觀を排除して國家の權威を確立し、國家の利益を本位とする建前をとつたのである。斯様な基礎の上に立つて始めて國家は、個人の經濟活動を積極的に指導し、統制して行き、以て平時非常時に於て必要な自給自足經濟の建設に進み得る次第である。

(二) 次にイタリアにとつて何よりも重要なことは國の生産力を増強するといふことである。イタリアの如き後進國、持たざる國に於いては、いかに分配すべきの前に、いかに多く生産すべきを考へなければならぬことは當然である。特に軍備の充實擴張の必要と不可分に、國防産業の生産力を擴充することの必要を緊切としたのである。

(三) 生産の増加といふことが根本であるから、従つてなるべく生産手段を國有に移す等のことを避けて、國民各自の潑刺たる創意を尊重して生産に當らしむる建前をとつたのである。併しかやうな個人の創意の認めらるゝのは結局國家生産力の増進にあるのであるから、個人の經濟活動が公益に反する場合には容赦なく統制を加へる方針をとつて居る。

(四) 生産力の二大要件である所の資本家と云ひ労働者といふも、共に生産に従事するものと

して、兩者の對立拮抗することは畢竟個人の利益を本位として公益を顧みぬものである。生産の維持増進といふ公益上の必要から兩者は相協調すべきもので、従つてストライキ、ロックアウトの如き爭議手段は許さない。争ある場合は労働裁判所の調停に付し、其の裁決に服しなければならぬとするのである。

(五) かやうな方針の下に國策を貫徹する組織として先づ經營者從業者双方の職業組合 (Sindacati) を結成せしめ生産者の代表機關としたのである。又職業組合を基礎とし生産業の各部門毎に營業者從業者を共に包括する全國的の協同體 (Corporazioni) を作り半ば國家機關として活動せしむることとしたのである。

斯様な基礎構成の上に立つて新らしい、思切つた政策を力強く實施してきたのである。例へば人口増加に對する方策にしても、獨身者税を創設したり、又海外移民をむしろ抑制して鐵道賃割引の特典を廢止したりした。其の一方に於て農村再建設の爲綜合的土地改良計畫を實行し、又國民食糧中の首位を占める小麦の自給自足を圖る爲に一九二五年所謂小麦戰爭なる一大運動

を起し、あらゆる方法を講じて小麦の増産を圖り、一九三二年に至り、即ち七箇年掛つて略々自給自足の域に達することができたのである。

併し乍らイタリア國民がファシスト政府成立以來最大の經濟的難局に當面したのは、對エチオピア戦争に際し、國際聯盟諸國から經濟制裁を受けた一九三五年十一月から翌年六月の半箇年餘に亘る期間であらう。

即ち此の時に於いては聯盟參加諸國はオーストリア、ブラジル等の僅少の例外を除き此の制裁に参加したのである。いかなることが行はれたのであるかといふと、四つの制裁手段が強行された。

第一はイタリアに對する武器の輸出禁止である。併しイタリアの兵器工業は世界大戰後相當進歩し來り、むしろ近來兵器は多少輸出超過を示してゐたので、此の點では大した苦痛を感じなかつたであらうと思ふ。

第二は原料物資の對伊輸出禁止である。イタリアの工業原料の資源に恵まれぬことは、我國とよく似通つてゐるのであるが、斯様な國柄に對して鐵鑛其の他の重要な原料の輸入禁止が行

はれたのであるから、之は相當にイタリアにとつて痛苦を與へたのである。併し實際に輸出禁止したのは主として金屬原材料の範圍に限られた許りでなく、最もイタリアにとつて痛かるべき石油、石炭、銅等が各國の利害が一致せぬ爲に、禁止品目から除外されて居る。石油に就いてはムソリニはよく石油を禁止すれば戦争だと公言してゐた位であるから、石油の問題が制裁委員會で論議されてゐる間に、石油製造業者及び販賣業者に對して、其の貯油能力に應じて七〇%、又は五〇%以上のガソリン其の他の貯油を、二十日以内になさしめたのである。

併し石油の輸出禁止に就ては肝心のアメリカが一致の行動をとるまでは見合はせることとなつたのである。流石の英國もイタリア空軍に對する地中海方面の守備力の脆弱性を考慮した結果であるといふ人もあるが、ともかく石油禁止に至らなかつたことはイタリアにとつて仕合せであつた。

第四はイタリア製品の加盟國への輸入禁止である。

英國のイーデン外相は此の方法は最も簡便で、イタリア全輸出の七〇%を壓縮することが出来る^三と揚言したのであるが、併し實績に徴すれば、其の半分即ち三五%の壓縮に止まつて居る

のである。

又第五にはイタリアとの金融取引を一切禁止した。之も移民の送金、観光収入等が減退を來してゐるイタリアにとつて、極めて大きな痛手であつた。

斯様に色々な方法でイタリアのエチオピアに對する行動を妨げようとしたのであつて、これが爲イタリアの經濟上の困難は眞に容易ならぬものがあつたらうことは、事變下に於ける吾々には容易に想像出来るわけである。事實エチオピアに對する軍事行動を徹底する爲には、どうしても軍事上必要なる原料の輸入を行はねばならず、金融取引が禁止せられ、一方イタリア商品の輸出が阻まれて居るから、對外支拂手段として金の集中に努め、又イタリア人の所有する在外クレジット及び外國證券を國の勘定に移したのである。

また、國內に於て資金を動員する爲には、向ふ三箇年を限り、産業會社及び商會社は、その拂込資本金の六分を超過する配當を禁止、六分を超える超過利得で、政府の公債を保有せしむることとしたのである。斯く物資の生産取得が困難であるから、従つて消費の節約は徹底して行はれた。即ち一九三五年十一月五日より向ふ六箇月間を限つて、左の事項を國民に強制す

る命令が發せられ即日實行されたのである。

- 一、肉類販賣店は毎週火曜日に閉店すること
- 二、毎週水曜日には、牛肉、羊肉、豚肉の販賣はこれを停止し、ホテル、レストラン、飲食店は同日には必ず肉類及魚肉の提供を一皿に限ること
- 三、狩獵法に定むる禁獵區の一部を解放して肉類の供給増加を計ること
- 四、魚類捕獲を獎勵すること
- 五、各官廳に對しては物品の節約を命じて、官廳備品の購入を控へ、定期刊行物其他出版物の制限を行ひ、又勤務時間を改正して光熱の節約を計ること
- 六、新聞宣傳省の命令に依り六頁以上發行する日刊新聞紙を、總て週二回を除き六頁以上の發行を爲さしめざること

更に、一九三五年十一月六日附の命令を以て燃料節約（殊に石炭）の爲には長距離列車の運

轉回數の減少、課税増徴に依るベンジン其他の石油製品の消費抑制、或ひは動力車に對しては木炭ガス發生裝置の設備を命じたのである。

伊エ戦争は、一九三六年五月五日の緊急國民大會に於けるムソリニ首相の、エチオピア併合の宣言を以て事實終了した。前年十月二日の戦闘開始以來七箇月の比較的短期間であり、動員された戦闘員も三十萬と稱せられてゐる程度であるから、之に依つてイタリア經濟の力を判定することは早計であるが、兎も角經濟制裁の試練を見事に切抜け、植民地獲得の目的を達成したことは、過去十年餘に亘るイタリア經濟建設の賜であるといつて差支へないと思ふ。併し乍ら、其の後に於いて、エチオピア其他東部アフリカの開發計畫の實行、軍備の擴張に伴ふ工業生産力の擴充等の必要が認められ、一言にしていへば、ムソリニ首相も一九三六年三月の全國協同體會議に述べてゐる通り、國防經濟建設の必要が愈々痛感せられるのである。従つて外國貿易金融機關等に就て國家統制は一段と強化せられ、軍需工業のあるものは國家自ら經營を行ひ、或は間接に之を統制するの必要があるわけである。

ムソリニは此の演説に於て、斯かる國策を實現するためには部分的利益の代表たる下院の廢

止を必要とすると述べてゐるのであるが、最近のファシスト大評議會に於て愈々下院を廢し、協同體議會を以て之になつたことを報じてゐる。

右の會議におけるムソリニのイタリア計畫經濟に關する左の演説は其の現在及び將來の動向を察知する上に極めて興味あるものである。

「余はイタリア經濟の計畫とも呼ぶべき極めて重要な事項に就て一言せん。本計畫は一の前提、即ちイタリア國民は次の戦争に當面するの必然性を有するといふことに基くものである。何時？如何にして？何人も斯かる間に答へることは出来ない。然し乍ら斯く言ふことが假に誤りだとするなら、何故に各國は老なる軍備擴充の政策を執りつゝあるのであらうか。従つて今日に於ては戦争必至の事情が、國民經濟に對する國家の地位を確立せしめつゝある。農業は將來も著しい變革を被ることはないであらう。國內商業も亦國家の干渉を受くることはないであらう。然し外國貿易は既に直接又は、間接に國家の職能となつて居る。各種の銀行業務も國家の統制の下に置かれて居る。直接又は間接に、國防其の他の産業の爲に活動する大工業に就て言へば、之等は今日既に超資本主義的とも云ふべき程の著しい發展を遂げ、社會的、經濟

的問題を提供して居る。斯かる大工業は將來に在つては一大單位に組織され、國家の軌道の上で特殊な性質を帯びるに至るであらう。然し乍ら斯かる變化はイタリアに於ては既にI・M・I（動産擔保貸付機關）を通じて國防に關係ある各種産業の株式の多數を所有し或は企業参加を行つてゐる事實に依つて容易に實現される。即ち、將來斯かる産業の或ものは直接に國家が之を經營し、又は間接に之を統制することとならう。或者は國家と私人とが共同に出資する所の混合經營と云ふものを想起するかも知れぬが、斯かる産業部門が法律上私營企業の性質を有することを許されざることはファシスト國家に於ては當然の歸結であり、事實に徴しても既に一九三〇年に斯かる産業は私營的色彩を全く喪つてゐるのである。而して右の如き産業は其の性質、其の規模及び其の戰時に於ける重要性よりして私經濟の範圍を脱して國營又は半國營の領域に屬する。其の生産物の購入者は國家あるのみである。斯かる産業は將來主として又は殆ど全く國軍の爲に活動することゝなるのであるから、今後民間需要の爲に活動する餘裕も可能性も有せざるに至る時期は漸次に近づきつゝある。

右の如き決定を行ふに至つた道義上の理由としては、ファシスト政體に於ては會社又は個人

が戰時利益を貪ることを認めないと云ふ點に在る。暴利行爲は二度と再びイタリアには認められないであらう。然りと雖も斯かる理由よりして總ての産業を國家の獨占に歸せしめんとするものではない。國防以外の方面に於ては國家は決して干渉を事としないであらう。

第一篇 イタリア計畫經濟の基本的理念

第一章 序 説

ファシスト革命の産んだ最も基本的且獨創的の成果は、協同制國家の建設である。即ち資本と労働といふ經濟權力の統轄者若は調整者としての國家の建設である。かやうな協同制國家の建設は、經濟の分野に於ては、自由主義的資本主義と共產主義との何れとも異つたところの或る新しい經濟制度即ち謂ゆる協同制經濟の建設を齎したのである。

蓋し自由主義經濟に於ては、政治權力は經濟諸力とは努めて無關係の地位に置かれた。經濟は政治を離れそれらの自由なる路を歩んだ。社會主義經濟に於ては、經濟上の力が政治權力を支配し、之に代位し、遂には國家と政府の崩壊すら企圖せられた。

然るに協同制經濟に於ては、國家は諸々の經濟力の上に立つて之を支配し、之を驅使して、

國家目的に協力せしむるのである。

併し乍ら社會主義者の或る者はファシズムの經濟制度を目して、労働者を欺瞞して、資本家に服従せしめんとする反動的制度に過ぎぬとし、又自由主義者の一部の者は、コルボラティズムとは要するに國家主義、若は社會主義の新なる表現に過ぎないと論ずる。

夫はとも角として、イタリアの協同制經濟とは經濟要素の連帶を基礎として、生産の増大、國力の伸張を目指して、國家の指導の下に、協同體組織を仲介として、經濟を統制する制度であると謂ひ得るであらう。

従つて右の定義に準據して其の特質を吟味することはイタリア計畫經濟の内容成果を考察する上のキーポイントである。

ファシズムの政治的及社會的基礎理念を端的に明示したものは労働憲章(Carta del Lavoro)である。

労働憲章は、一九二七年四月二十一日、ファシスト大評議會に依つて布告せられた。

労働憲章は實質上の意味に於ても、形式上の意味に於ても法律ではない。併し、これは法律

以上のものである。憲章の精神は立法者、裁判官、一般人及特に職業組合、協同體を支配すべきものである。

一九二六年の職業組合法は此の精神の具現である。將來の法規に於ても此の精神が具體的に表現せられねばならぬ。ムソリニの云ふ如く「憲章は航海者のコンパス」である。

大審院は一九二八年の判決で、労働憲章は國家の法律ではないが、新時代の法律規則の産れ出づべき根本原理である、とする。従つて労働憲章が法律解釋上重要な影響力を有すべきことは當然である。

労働憲章の内容を爲す根本原理は二つである。即ち一は私益の公益への服従従つて國家に對する階級の平等性、其の二は、經濟に於ける道德の優越及國家への綜合である。此の二つのフアシズムの根本原理は其の淵源は國家主義と社會主義とに發する。十八世紀の自由主義の個人主義的精神に抗して、人權若は自然權に代へるに國家社會の權利を、個人の權利に代ふるに公共の權利を以てせんとするのが此等兩主義の根本的主張であつた。

フランスの人權宣言に比べれば、労働憲章は「自由」に對して「權威」を、「平等」に對し

て「價値の階等」を、國家に對する「人民の權利」の代りに「人民の義務」を主張せんとするのである。

労働憲章の精神は近代國家に共通する個人主義的特質を打破し、新なる國家を創設せんとするに在る。其の特色は次の三點に要約することが出来る。

(イ) 個人は自然的自由を有しない。職業組合協同體の組織に織込まれてゐる。

(ロ) 全ての者は全ての者の爲に存する。個人の利益の前に國家の利益が考へられねばならぬ。個人は國家の手段である。

(ハ) 國家は極度に強化されねばならぬ。其の權威は無限であり、對抗力の存立を許さない。

第二章 經濟的國家主義

一九二七年發布されたイタリア經濟建設綱領とも謂ふべき労働憲章の第一條及第二條第二項はフアシズムの經濟的國家主義を次の如く強調してゐる。

第一條——イタリア國家は目的、生命及行動の手段を有する一の有機體である。此等のもの

は、其の権力と永續性に於てすべての個人、すべての團體のそれに優越する。イタリア國家は精神的・政治的・經濟的統一體であつて、その統一はファシスト國家のうちに完全に實現せられる。

第二條第二項——生産全體は國家的見地において一元的である。其の目的とするところも亦一元的であつて、畢竟個人の幸福と國力の進展とに要約せられる。

この宣言は要するに個人主義に對して國家の優越を確立し、其の統一の必要を高唱したものでファシズムの特質は自由主義及社會主義に對する態度に明瞭に觀取することが出来る。

ファシズムの理論的指導者ロココに依れば、自由主義も社會主義もそのたどる道筋は異なるが、目指す所は同一である。即ち何れも本質的には個人主義であつて、結局ある時期における社會を構成する個人の物質的幸福を目標とするのである。社會主義は、此の目的が生産手段の社會化によつてのみ達成せられると主張するのであるが、その終局の目的とする所は自由主義と異なるものではない。われわれが今批判の對象とするものはかやうな手段ではなくて、その目的そのものである。

自由主義も社會主義も、共に次の共通の原理——それは國家主義者に依れば明に間違つてゐる——の上に立つてゐる。

(一) 個人はすべての社會活動の終局の目的である。

兩主義の差異は、自由主義においては、個人の自由が目的であり且手段である。「すべては個人のために、個人によつて」であるが、社會主義は、個人は目的であり社會は手段である。即ち「個人のために、社會によつて」である。自由主義は強者のための個人主義であるが、社會主義は弱者のための個人主義である。

イタリアの國家主義者、ファシズムの協同原理に従へば、社會は之を構成する個人の目的に優越するそれ自體の目的を有する。個人はこの國家の優越する目的を達するがための手段である。

(二) 國際主義の原理即ち之に依れば個人の生存する社會は全人類社會である。

國家主義者に依れば、現實には人間は國家といふ社會の外に生存するものではない。個人主義はこゝに至つては更に重大な誤謬を犯すものである。なぜなら彼等は個人がかやうな假想的な社會の一部をなしてゐると言ふ許りでなく所謂仲間的社會團體から個人を游離せしむる意圖

をもつてゐるからである。

一九一五年アリア (Arias) 教授はその著書に次の如く述べてゐる。「世界經濟といふものは一つの抽象である。國家經濟といふものが生きた現實である。國家經濟を抜きにして世界經濟に頭を勞するのは、愚かな沙汰である。國民といふものは政治的結成であるとともに、又經濟上の結成である。政治的結成のみしか觀えないといふに至つては愚の骨頂である」と。

(三) 個人主義的經濟が基礎とする快樂の原理は社會の唯物的見解に外ならぬ。
ロココによれば、人間は常に、よしそれが經濟活動の分野に於いても、物質上の利益のみを追求するものであるとする考へが、そもそも正確ではない。それどころか、反對に經濟的ならぬ動機がしばしば重要な役割を果すことがあるのである。

一九二六年三月十一日、上院に於いてムソリニは次の如く述べた。「社會主義文献の馬鹿氣た特徴の一つは個人の幸福が物質的欲望の完全な充足に在ると信ぜしめ様としてゐることである。そんな馬鹿なことではない。」又一九三三年十一月十四日の演説に於ても、「經濟人なる原理を吾人は排斥せんとするものである。經濟人なるものは實在せぬ。實在するものは、政治的

であり經濟的であり、宗教的であり、軍人である、総合的なる人間のみである」と。

自由主義は個人を目當てにし、社會主義は階級を目當てにする。コルポラティズムの原理は、國社會を提唱する。それ故コルポラティズムは、より包括的である。なぜなら、國社會は個人をも階級をも包括するものだからである。

勞働憲章にも明である様に個人の幸福は、コルポラティズム經濟の一つの目的であるが、他の一つの目的たる國力の爲には、必要に應じ讓歩しなければならぬ。勿論國力は之を組織する個人の幸福なるものの結論でもある。

併し、個人はしばしば自己自體の利益を追求するものであるから、之が國家の利益に歸する様に國家が制約を加ふる必要がある。

第三章 經濟的連帶主義

ムソリニは云ふ「資本と勞働とは矛盾する二つの條件ではなくて、相互に相補ひ、一が他なくしては何ものをもなし得ないものである。だから相互の理解は必要であると共に必ずや可能

である」と。語を換へれば協同主義とは階級の協力連帯を基礎とするものである。

階級闘争なる言葉は、ムソリニに依れば、國民の夢物語とはなり得るが、現實の存在としては許されぬ。なぜなら、それは富の破壊であり、一般的窮乏の原因であるからである。

ファシスト國家は其の職業組合、協同體の組織を通じて階級闘争の撤廢に力めた。ソヴェト制度に於ても階級闘争は廢止されたのであるが、此の場合に於ては、労働階級が指導的地位に立ち公權力を掌握し、資本家階級を破壊することに依つて實現した。イタリアに於ては之に反して、政府が兩者の上に立つて各々の平等の權利と義務とを認め、仲介者として關與することに依つて其の對立を認めないのである。

労働憲章第四條に依れば、生産に於ける各要素間の連帶性は「雇主と使用人との相反する利益の調停及生産の利益といふより、高い目標に對する兩者の從屬を基礎とする労働集合契約に具體的に現はれてゐる。」

労働憲章第七條には、「生産に關する諸力の協同から、彼等の相互の權利及義務が生ずる。

労働者、技術家、使用人、職工は何れも、經濟企業に於ける積極的協働者である。其の指揮は、

當該企業の責任を有する雇傭主が之を行ふ。」

協同制經濟は各生産部門の對立を、特殊の機關即ち職業組合、労働裁判所、協同體に依つて制限し、統制せんとする。此等の機關は階級間に於ける平等を確保するのであるが、其の平等たるや、各種生産要素間に於ける眞實の經濟的平等ではなく、労働憲章第六條の謂ふ所の法的平等に外ならない。

民主國に於ては、利害の對立を調停し、一般利益に反する個別的利益を放棄せしむる所の中、央權力を缺き、之がために、經濟上の活動の重大支障の原因を爲してゐる。之に反して協同制は、公共の利益のためには解決條件を押付けるのである。即ち協同體に代表せらるる經濟各分野の利害の對立そのものの存在は否定出來ないのであるが、斯る場合に國家は仲裁者として其の意思を押付け、命令するのである。斯る場合には國家の公平性は飽く迄も尊重せられねばならぬ。

イタリアに於ては何人も容易に氣の付くことであるが、資本と労働との間の不調和よりも特に原料と人口増加との不調和は甚だしい。かやうな條件は、勢ひイタリアの指導者をして、常に國民生産活動の深化へ向つて驅り立てたのである。

ファシズムが偉大なるイタリアの建設を目的とする以上は、この生産の問題の前に無關心であり得ないのは當然である。生産力の擴充こそは、國の繁榮と權威との根源であると考へられてゐる。労働憲章に於て、ファシストイタリアの最高目標は國力の高揚であり、國力の高揚は生産力の擴充を除いて他にないとしてゐる。

ファシストにとつては、經濟問題は、何よりも先づ此の半島の増加する人口の需要を充足するがための生産問題と解せられる。それ故ファシズムは共產主義と對蹠的立場をとる。即ちイタリアにとつて差迫つた問題は、いかにして富を公平に分配するかの問題ではなくて、如何にして生産を増加せしむべきかの問題である。サン・シモンの言を借りれば、「分配をより公平ならしむるためには、何よりも先づ生産を増加しなければならない」のである。最高生産といふことは、一般大衆の最大幸福と一致するコルボラテイズムの經濟は一言にして云へば生産主義

經濟である。

イタリアの生産は若干の部門を除けば、一般には國の需要を充足するに足りない。況んや生産過剰の懸念に至つては更に遠いのである。それ故ファシズムは頭初より生産獎勵に力を注いだ。コルボラテイズムは最高生産の目標に到達するため、個人活動の協力を促進してあらゆる濫費の排除に力めた。蓋し濫費こそは國の經濟力従つて國の政治力を減少せしむるところの根源を爲すからである。

ファシストの組合制度は、すべての國民が直接間接に生産者であることを基調としてゐる。即ち工業家、農民、銀行業者、運輸業者はもとより、自由職業者、藝術家と雖も彼等は精神的資材を生産してゐるのである。資本家も資本の所有者としてよりも寧ろ新なる資本の生産者として考へられる。

労働なる言葉はコルボラテイズムの經濟に於ては、最も廣汎な意味を有し、生産に寄與する總ての人間活動を包括するものである。労働は如何なる形態に於ても社會生活上不可缺の要件である。労働憲章は社會的義務であると宣明してゐる。「労働は、精神的なものにしる、技術

的なものにして、將又筋肉的なものにして、その形態如何を問はず、すべて社會的義務である。従つて、全くかゝる理由から國家の監督の下に置かれる」即ち國家は之を保護し之を援助するのである。

コルポラティズムの制度に於ては、労働は社會、國民及國家の現在及將來を利するものに外ならぬから社會的義務である。労働は、自由主義的觀念では自由ではなく、社會的義務として職業組合の組織を通じて國家の監督に服するのであつて、資本の隨意に委されてゐるのではな

い。フアシストの觀念に依れば労働の前には各人は平等である。一九三四年十一月十日の講演に於てムソリニは言つた。「前世紀に於ては法律の前には各人は平等であると宣言された。フアシストの世紀に於ても此の原理を維持するのであるが、之に加ふるに労働の前に各人は平等であると言はう。義務として、權利として將又創造に對する喜びとして。此の基本的の平等こそは、職能、功績、責任の三點に於て明なる階級的差異を排斥するものではなく、反對に要求するものである」と。

働かざる者は國の社會生活、政治生活に参加することは出来ない。フアシスト國家は職業組合と協同體の上に其の基礎を置くものである。社會生活、政治生活への参加禁止は憲章第二條違反の制裁である。

フアシズムに於ては企業を創設し、指揮する者としての生産的知的ブルジョアジーを是認し其の生産上の創意と其の組合的形を認容する。個人は技術者、労働者、雇主の名に於て言ひ換へれば生産者として表現せられる。

イタリア國民をして此の社會的義務を果たさせるために、國家は其の職業組合及協同體の組織によつて、同盟罷業を抑壓する。

一九三四年五月二十六日の講演に於て、ムソリニは云つた。「吾人が當面解決すべきことは、いかにしてたえ間なく最大の労働量を與へるか」と云ふことである。」

生産は資本の利益であると共に、労働なる社會的義務は中斷なく繼續して行はれることを要求する。此の故に重大な損失を惹き起す營業閉鎖及ストライキは禁止せられるのである。

労働成果を増進するために職業教育は職業組合の義務となり、又技術教育は各學校の義務と



せられるのである。

第五章 個人創意の尊重

ファシストの理論からすれば、自由は如何なる形態をとるにしても、たとひそれが經濟上の自由でも國家の許容したものである。政府は斯る自由を自然の權利として認むるのではなく、個人の創意が國家の利益に最も有力且有效であるからである。コルポラティズムは生産組織を個人の創意に委ねることが國家の利益に最も適合すると考へるのである。

生産の集産的組織は、ファシズムに依れば生産を痲痺させる危険を伴ふ。なぜなら個人利益を刺戟することに依つて生産は増大し、生産の増大は國力の増加と國民の繁榮を招來するからである。コルポラティズムに依れば、集産的組織は自由主義と同様、消費の増大、生産の減少及資本の分散を意味するのである。社會主義は個人から生産手段を奪ひ、創意を滅殺し、生産を消磨し、貧困に陥入らしむるのである。

個人の創意は、社會若は國家の創意よりもより効果が大きく、又より費用が小である。

とは云へ、ファシズムの原理は個人の活動に付て決して自由主義と混同されてはならない。即ち、自由主義にあつては、個人は國家の干渉を排除し出来る限り個人の自由を實現し、個人の自由なる活動が自働的に社會の調和と存榮とを持ち來すものとするのである。コルポラティズムは、斯る統制なき自由の奇蹟を信じない。コルポラティズムは組織化され且統制化されたる個人の創意を待望するものである。個人の自由を第一義とすれば、純然たる個人の利益が追求せられ、國家の利益は看却せられ之と矛盾するに至る。個人の創意が國家の創意よりより大きな効果をおくるにしても、盲目的利己主義は、しばしば可能なる最高生産の實現を阻止するのである。個人創意のかやうな缺陷を補正するためには國家の監督及規整が必要である。

労働憲章に於ても「個人の創意」と云つてゐるが「自由なる創意」とはいつてゐない。「自由なる創意」は自由主義の經濟的傳統に従へば、限度のある且統制に服する自由ではあり得ない。斯様な無組織な利己的な、社會の基本的利益に無頓着な自由こそ、自由制度の失敗の根本である。

個人の創意は、自由制度の下に於ても完全には自由ではなかつた。なぜなら社會生活の必要

から、実際には自らを放棄せざるを得ない場合にしばしば遭遇してゐる。

コルボラティズムに於ては、個人の創意は、原則として個人のもので、社会主義に於けるが如く、社会若は公権のものではない。共産主義に至つては最早個人の創意は存立の餘地がない。レニンの云つた如く、「共産社会に於ては、最初の段階では、全ての市民は武装せる労働者に依つて人格化されたる國家の有給の使用人であり、やがては普遍的トラストたる國家の使用人となり労働者となる」のである。

コルボラティズム經濟は、原則として經濟主體を個人とし、國家が經濟主體となることを回避するのである。例外としては、國家が生産を直接に管理する場合もある。

斯様に創意は個人に委ねられてゐるが、私的企業の組織者は、國家に對して其の經濟組織を指揮する責任をとらねばならぬ。なぜなら國家が個人に一種の委任として國家的利益の見地よりして之に信託したものである。社会主義の「個人に代つてする國家管理」の代りに「國家のためにする個人管理」だからである。労働憲章第七條に云ふ。「生産の個人的組織は國家利益の爲の職能であるから企業組織者は其の生産の指揮に付ては國家に對して責任を有する」と。

個人の創意が協同制度の最高目標を達成し難いとき又は國家の利益が個人創意と矛盾するときに國家は第一に獎勵に依つて、第二に統制に依つて、第三に直接の管理に依つて、之に關與しなければならぬ。

かゝる個人創意の尊重、言ひ換へれば國家の企業經營からの隔離は、理論的には兎も角實際に於ては如何に實現されてゐるか。此の點を更に検討してみなければならぬ。

一九二三年國際商業會議所の會合に於て、ムソリニは、「國家は經濟的機能を放棄せねばならぬ。特に獨占的性質を有するものを。なぜなら適當でないから」と云つてゐる。

一九二三年の生命保險、電話、マッチ事業の個人創意への讓渡が例證として擧げられる。さり乍ら仔細に觀察すればイタリア經濟に於ける國家の直接的關與はもつと重大なる關係にある。此の半島の經濟の急速な組織化の必要、企業の性質上の絶對必要更には經濟危機の切抜等の原因は右の原則を堅持するとしても實際には國家關與を必然たらしめたのである。

又労働憲章第九條の私經濟に對する國家干渉を許容せるものも少くない。

特に一九三三年一月十二日の法律に依れば政府は新規事業の新設及既存事業の擴張の爲め政

府の認可を受けしむることとした。

生産の強化を行ふがため、政府は多くの場合嚴重且組織的なる統制を行つたのであるが、斯様な統制は政府直接に之を行ひ協同體の仲介なしに之を行つたのである。其の理由は協同體はかゝる統制の機關ではないからである。

第二篇 イタリア計畫經濟の機構

第一章 序 説

イタリア計畫經濟の特質は、個人經濟の目的と國民經濟の目的とを最高度に調整せんとする點に存する。此の調整を確保する獨特の機構——それは基礎的な職業組合から、協同體省其の他の行政機關及立法機關に及ぶ——こそはイタリア計畫經濟の支柱を爲すものである。即ち個人の利益は個人創意に依り、或る職業部門の利益は職業組合を通じて、或る生産部門の利益は

協同體を通じて、國民經濟の利益は全國協同體評議會を通じて、具現せられるのである。

而して此の老なる機構は要するに前世紀以來諸國に於て解決の方法を見出し得なかつた職業組合と國家との關係に關する根本的解決の一つの方法を示すものに外ならないのである。

輓近に於ける職業組合は、之に好惡何れの立場をとるにしても、其の社會上、經濟上に甚大な重要性を有する事實は何人も看逃してはならない。即ち此の職業組合結成の事實は現代人類社會の必要及習俗よりして、自然發生的に生起した一つの自生的社會現象である。故に此の不可避の現象を正確に認識し、之を組織し、之を使役することが肝要である。若しかゝる社會現象をムソリニの言葉を藉れば「無政府的に」放任するならば、——十九世紀末及二十世紀初頭に於ては各國とも事實斯様な態度をとつた——社會主義、ボルシェヴィズムへの危険は避け難いのである。

かくしてイタリアが此の問題に一つの解決を與へたことは吾々の十分なる注目に値する。

第二章 職業組合及協同體

イタリアは協同體國家の名で呼ばれるのであるが、其の意味は其の國家形成の單位を職業組合に置き、議會式の民主制度と對照される協同體を基礎とした一種の新しい政治機構を打樹てゐるからである。

職業組合 (Sindacati) は組合構成の基礎を爲す組合であつて各種生産部門別に一定地域に於て雇主及被傭者の各々に付いて形成される。同一生産部門に屬する職業組合は更に其の組合を單位として地方的又は全國的に聯合組合 (Federazioni) を構成する。此の第二段の聯合組合は二以上に亘る生産部門の種類を結成して總聯合組合 (Confederazioni) を作る。之が第三段階の組合であるが更に最高の段階にして全國總聯合組合 (Confederazioni generali) を結成する。之は法定せられたる生産部門に付てのみ認められる。

此の職業組合の系統は謂はゞ縦の組織であつて、之に對して横の組織とも謂ふべきものが即ち協同體 (Corporazioni) である。此の協同體は雇主及使用人各別の組合ではなくして特定の生産部門に於ける雇主及使用人の職業組合を組成分子とする全國的混合的結成である。

(一) 職業組合

一九二六年四月三日の法律は職業組合の公認制度を樹立した。斯くして公認職業組合は廣泛な權限を賦與せられ國家的役割を果すこととなつた。

公認條件は次の通りである。

- (イ) 雇主組合の場合にあつては、組合の設立せらるる企業部門に使用せらるる全労働者數の少くとも十分の一の労働者を雇傭する雇主が組合員たること
- (ロ) 組合員は組合員の經濟的、道德的利益の保護のみでなく又組合員の福利と教育の促進を目的とすべきこと
- (ハ) 組合の幹事は自己の能力、善良なる道德的品行並に積極的國家信念につき證明を爲すべきこと

右の條件の下に反ファシスト的分子就中社會主義者、共產主義者の職業組合は其の活動の餘地を喪ふに至つたのである。

職業組合の職能は次の通りである。

- (イ) 組合の代表する當該の産業部門に付ては其の法律上の代表權は一切此の組合に歸屬す

る。即ち團體勞働契約の締結、代表の派遣、勞働裁判に付ては雇主、使用人共に組合員たる者は勿論組合員たらざる者も此の組合の手を通することなくして行動を許されないのである。

(ロ) 組合費の徴收權 組合員は組合員たると否とを問はず組合員たる資格を有する者に對し、僱主にあつては其の使用人全體に對する一日分の報酬支拂額を又使用人等にあつては一日分の勞賃又は報酬を越えざる限度の組合費を強制的に徴收することを得る。

(ハ) 救護、教育の權限 組合員たると否とを問はず當該部門に屬する者の救護、訓育教育にの目的を追求しなければならぬ。

(ニ) 立法、行政、司法の分野に對し候補者を指名する權限 地方經濟會議、勞働裁判所等對する候補者を推薦するのである。

(二) 聯合組合及總聯合組合

聯合組合は職業組合の地方的又は全國的結成であり、總聯合組合は二以上の産業部門に亘る聯合組合の全國的結成である。

總聯合組合の權限中注目すべきものは、勞働爭議を勞働裁判所に提訴する以前に於て調停すること、議會(下院)の議員候補者を指名することである。

僱主側と使用人側との各全體を包括する總聯合會は一九三一年一月十五日の勅令に依つて禁止された。蓋し使用者側の斯の如き結成は現に存在したのであるが、かくては兩者の對立を刺戟する虞あるを以て之を禁止したのである。そこで現在存立する總聯合組合は一九二六年法律に認められたるもの十三であつたが、一九三四年の法律に於ては、其の内四組合を廢止し九個の總聯合組合を認めた。

(一) 農業

(二) 工業及手工業

(三) 商業

(四) 信用及保險業

以上四部門に付ては雇主及使用人の組合に分れる。

(五) 自由職業及藝術家

(三) 協 同 體

一九三〇年四月二十一日の講演に於てムソリニは次の如く云つた。

「ファシスト職業組合主義の目的は、協同體に依つて初めて達成せられる。職業組合主義は、それ自體の中に目的を見出し得ない。資本、労働、技術等生産各要素間の経済的統一の實現は協同體に於て初めて可能である。總ての力を打つて一丸として一の目標に向はしめる協同體によつて初めて總ての職業組合が保持せられるのである。言葉を換へて云へば、職業組合と協同體とは各々獨立であるが、又相互に條件となつてゐるのである。職業組合なくしては協同體はあり得ない。併し乍ら協同組合なくしては、職業體は其の本來の機能を發揮することが出来ぬ」

此のムソリニの言葉は職業組合が協同體の準備過程であり。協同體こそファシスト經濟の根幹的機構であることを明にしたものである。

かゝる協同體の思想は、労働憲章第六條にも左の如く明になつてゐる。

「協同體は生産上の諸勢力の統一組織にして、生産の利益を総合的に代表す。この総合的代

表の故に、協同體は國家機關として法認せられる。生産の利益は國家の利益であるからである。

生産の統一的利益の代表として協同體は之に所屬する團體より委任あるときは、労働關係の規律及生産の協力に關する統制的規則を制定することを得」

協同體の職能は一九三四年二月五日の法律に規定されてゐる。次の如くである。

(イ) 諮 問 機 關

協同體は其の組合に關聯する經濟上の問題例へば輸出入、關稅等の問題に付て、協同體省大臣其の他關係大臣の諮問に應じて意見を答申する。従つて協同體は決して協同體省だけの單なる専門機關と考ふべきではない。

右の如き協同體の諮問的機能は必然に、各省に跨る各種委員會の設置を不必要ならしめた。そこで協同體設置に關する法律に依つて既存委員會廢止の權限が首相に委任された。

(ロ) 調 停 機 關

労働憲章にも明規する如く、労働に關する全般的爭議は、先づ協同體の調停に附したる後で

なければ、之を裁判に訴へることが出来ないのである。

労働に關する全般的爭議に於ては、職業組合が當事者たる立場に立つのであるから、斯る職業組合を構成分子とする協同體をして解決に當らしむることが適切である。

(ハ) 生産活動の連携助成

一九二六年七月の勅令に依れば、此の機能は次の三つに分れる。

- (1) 生産の連携向上に資する企圖を奨励補助すること
- (2) 必要の地に職業紹介機關を設置すること
- (3) 徒弟制度を整備すること

(ニ) 軌範制定の職能

此の職能は協同體の最も重要な職能である。

(1) 規則の制定

一九三四年法第八條には協同體に對して經濟關係を規律し、生産の統一的規律を定める權限を委任してゐる。此の權限の行使に付ては常に首相の承認を要することとなつてゐる。

之は經濟が政治に従屬する以上當然である。

此の規定に依つて協同體は例へば生産數量、原料の配給、同業者間の關係、注文の割當、事業新設擴張の制限、消費及輸出問題、販賣條件等の統制を行ふことが出來又行はなければならぬのである。

(2) 承認及料金の決定

協同體は所屬組合間の取極めに付て承認を與へる權限を有してゐる。又生産上の價格及料金率の決定、公共企業的料金（ガス、電氣、運賃等）の決定に付ては所管大臣の提議に基いて之を決定し、首相の承認を俟つて實行されるのである。即ち此の職能よりすれば協同體は生産的の團體たる性質を離れ、一般消費者代表若は國家的、政治的機關たる性質を帯びて來るのである。

一九三四年の法律に依つて總理に委認せられた權限に基き二十二の協同體が設置された。

第一類

一、穀物協同體

三、葡萄及葡萄酒協同體

- 二、野菜、園藝、果實協同體
- 五、甜菜及砂糖協同體
- 六、牧畜及漁業協同體

- 四、オリヅ及其の利用物協同體
- 七、木材協同體
- 八、纖維品協同體

第二類

- 九、冶金及機械協同體
- 一〇、化學工業協同體
- 一一、被服協同體
- 一二、紙及印刷協同體

- 一三、土木建築協同體
- 一四、ガス水道及電気協同體
- 一五、鑛業協同體
- 一六、ガラス及陶器協同體

第三類

- 一七、保險及信用協同體
- 一八、自由職業及藝術協同體
- 一九、海空交通協同體

- 二〇、陸上交通協同體
- 二一、演劇映畫協同體
- 二二、觀光協同體

此等の協同體は何れも皆全國的であり、其の事務所は協同體省内に置く。

全ての協同體の會長は協同體大臣である。

協同協同體の評議員は雇主及使用者の各職業組合の同数の代表者（各全國的聯合組合によつて指名せられる）、専門家代表、及黨代表者三名（ファシスト黨書記長に依つて指名せらる）を以て之に充てるのである。

第三章 全國協同體評議會 (Consiglio Nazionale delle Corporazioni)

全國協同體評議會 (C・N・C) は協同體省設置の勅令 (一九二六年七月二日) に依つて創設されたものである。最初は單なる諮問機關に過ぎず、其の職務も協同體省の所管事項の範圍を出でなかつた。

此の機關が立法機關としての職能を與へられ協同體制度の基本的機關となつたのは一九三〇年三月二十日の法律に依るのである。即ち同法に依つて、協同體制度に關する規則は本機關の協賛なくしては、有效でないこととなつた。

本評議會は、ムソリニの言明する如く實質上下院に代る存立である。換言すれば本機關は之

を以て生産者の議會たらしめんとするものである。

評議會の組織は次の如くである。

本會の會長は首相で、其の代理者としては協同體省大臣が之に當る。協同體の總書記長は評議會の書記長である。

本會の委員數は一五〇名で大部分(一一五名)は職業組合總聯合會の代表者である。二十五名はファシス黨の代表者である。ムソリニの言に依れば、「黨の指導者が評議會の總會に参加するのは當然である。黨は革命を完成したのであるから斯る機關から離れるわけにはゆかぬ。」なほ十五名の専門者が之に参加してゐる。

C・N・Cの議員の被選舉資格は右の法律に明にされてゐる。

評議會の内部組織は次の通りである。

- (一) 委員會及小委員會。次の七つの委員會がある。
- (イ) 自由職業及藝術委員會(自由職業と藝術の兩小委員會に別れる)
- (ロ) 工業及工藝委員會(工業小委員會及工藝小委員會)

(ハ) 農業委員會

(ニ) 商業委員會

(ホ) 陸上及内水運輸委員會

(ヘ) 海上及航空運輸委員會(海上小委員會、航空小委員會)

(ト) 銀行委員會

委員會相互に關聯する問題に付ては聯合委員會を結成する。

(二) 總會

何れの委員會又は小委員會にも所屬しない者も總會には一員となる。總會に於ては經濟政策に關する主要問題がしばしば討議されてゐる。

(三) 常置特別委員會

本委員會は一般的若は技術的の問題を攻究するために結成される。例へば貿易、關稅、通商條約に關する夫々の委員會の如きである。又勞働問題、協調、保護救済に關する各委員會の設置をも見た。

(四) 中央委員會

本委員會は總會と總會との中間に於ける緊急問題を處理するための委員會である。又職業組合の活動方針に關する建議をもなす役割をつとめる。

C・N・Cの権限は次の三つに分れる。

(一) 諮問機關としての職能

一九三〇年の法律第十條に依れば評議會は各種の場合に建議を爲し得る許りでなく、特定の場合には必ず之に諮問するを要することとなつてゐる。

(二) 立法機關としての職能

(イ) 職業組合等の行ふ救済業務に關する規則の制定

(ロ) 集合契約に依つて定まる労働關係法規の制定

(ハ) 各種職業組合に依つて代表せらるる各種生産部門間の關係を律する規則の制定

(三) 賃金率の認可權限

一九三〇年法律第十條に依れば、職業組合はC・N・Cに對して賃金率の決定を求むること

が出来る。

以上述ぶる職能の中、明に第二の立法機關の職能は、最も重大なもので、ムソリニの言の如く、この職能こそ、本機關の性質を解する鍵である。

第四章 政治行政機構

以上述ぶるが如きイタリア計畫經濟の樹立運行の機構の究明と同時に此の國の政治行政機構に付て右と關聯して考察を必要とする。

(一) 政府及首相

自由主義且民主主義の政治機構はモンテスキューの三權分立の原理を大體に於て踏襲するものであるが、事實に於ては多くの國に於ては立法權の優越の下に憲政が運用され來つたのである。

然し乍ら近代の如く經濟的、社會的變革の目まぐるしき時代に於ては戰時ならずとも政府の不斷且高度の活動が要求せられ、此の要求を十分に充たすためには、政府に對し或程度に立法

権が委任せられなければならぬ。

ファシストイタリアの憲法改正は斯の如き必要に應じて、議會に對する政府の優越性を確立した。即ち先づ政府は議會より發現するものではなく、國王より發現するものなることを制度上明確ならしめ、首相はファシスト大評議會の奏請に依り國王の任命に依つて決することとなつた。

一九二六年一月三十日の法律は行政權に對して法律に代る命令を制定するの權限を委任した。又政府の決定及行動の強力且迅速なるを期する爲、一九二五年十二月二十四日の法律は首相の特權を認め、首相 (Capo de governo) は最早閣僚と並列の地位にあるのではなく、彼のみが國王に對して責任を負ひ、他の閣僚は首相に對して責任を負ふ。閣議は首相の閣僚より報告を求め之に指令を與へる機會に過ぎないのである。

而も尙事態の緊急に應じて事案の決定實施を圓滑迅速ならしむる必要上ムソリニ首相の各相兼任の方式がとられた。エチオピア遠征を前にして一九三五年八月イタリアの原料、爲替及貿易に對する殆んど完全な統制權を政府に與へることを決定した閣議にはムソリニは次の資格で

出席した。

首相

陸軍大臣

海軍大臣

航空大臣

内務大臣

組合大臣

植民大臣

此の外には五人の閣員とファシスト黨書記長アキレ・スタラツエが出席したのみであつた。一九三八年一月の閣員に付て見れば此の首相兼任は少くなつてゐるが尙軍部大臣をムソリニ首相の兼任としてゐる點は特に注目せられねばならぬ。

イタリア内閣員(一九三八年一月)

首相

内、陸、海、空軍、伊領アフリカ大臣兼任

外務大臣

協同體大臣

文部大臣

農林大臣

財務大臣

司法大臣

交通大臣

宣傳大臣

公共大臣

通商及爲替大臣

黨書記長

(二) 協同體省

協同體省は一九二六年七月二日の官制に依つて設置された。一九二六年の組合法令に依つて政府に與へられた組織、調整及統制に關する権限を行使するものである。ムソリニは本機關は實質上又外形上の協調を實現し經濟上社會上の利益及力の平衡を期すべき使命を有するものであるとしてゐる。

一九二七年三月十七日の勅令に依れば協同體省は協同體と職業組合との双方に對する二個の一般指導權を有する。

一九二九年國民經濟省の廢止と共に其の権限は協同體省に移管された。

現在此の省の権限は一九三三年一月九日の勅令に依つて次の如く定まつてゐる。

(イ) C・N・C の一般事務及人事の管理

(ロ) 職業組合の管理

(ハ) 勞働、保護、救済の管理

(ニ) 工業の管理

(ホ) 商業の管理

(へ) 職業組合に關する争訟の調停及協同體の設置

協同體省は國民經濟省の廢止以後は、益々其の經濟政策省たるの實を明にした。

(三) ファシスト黨及ファシスト大評議會

一九二五年の初頭以來イタリアに於ては唯一の政黨のみが存在する。ファシスト黨(P・N・F)が之である。

黨は黨員の單なる集合體ではなく上下の階級に依つて組立てられた一の組織體である。

黨の最も重要な地位に在る書記長は首相の奏請に依つて勅命せられ且閣議に列せしめられる。又ファシスト大評議會の書記長であると共に全國協同體評議會及同中央委員會の委員でもある。

ファシスト黨は、諸國の政黨の如く政府の外にあるものではなく、實に國家の基本的機關なのである。

一九三七年の黨員は全國民の八分の一、五百萬人以上に達する。其の内譯は次の如くである。

二百萬人 男

百八十萬人 女

百萬人 青年戰鬪隊

八萬人 學生

ファシスト黨が政府の組織に關與する政治機關としてファシスト大評議會(Gran Consiglio del Fascismo=G・C・F)が存する。

G・C・Fの權限は政治、經濟、社會の問題に付て政府に建議することと、憲法に關する問題に付て必ず本機關に諮問せらるべきことである。即ち國家統治の基本に關する法律案は必ず豫めG・C・Fの承認を要する。

更に重要な權限としては、下院議員候補者表を調製することと首相任命の奏請を行ふこととである。

G・C・Fの組織は一九二九年十二月十四日の法律に依り政治、經濟、軍事部門を代表する二十名の評議員より成る。之を首裁するものは首相兼黨總裁である。

(四) 議會

議會は上院 (Senate) 及下院 (Camera dei Deputati) より成ること民主的諸國家と同様である。併し其の機能と組織とは著しく異つてゐる。

上院議員は任期は終身で勅命せられる。ファシスト政府樹立以後の新なる議員は悉くファシスト黨員である。

下院議員は一九二八年五月十七日の法律に依つて次の方法で決定せられる。

- (1) 職業組合聯合會及愛國團體に依り四百名の定員の二倍の候補者を選出する。
- (2) ファシスト大評議會は右の候補者中より四百名の議員候補者表を定める。
- (3) 右の全國單一の候補者表の採否に付人民投票を行ふ。

實際問題として現在まで否決されたことはなかつたが、若し過半数の承認を得られなかつた場合は五百名以上の會員を有する團體に於て夫々候補者を提出し之に付一般投票を行ふのである。

ファシスト政府と議會との關係に付ては前に述べた如く、議會の立法權は一九二六年の法律に依つて廣範圍の委任が行はれてゐるのであるから最早往昔の如く立法議會が政府の活動を著

しく制約するが如きことはない。従つてそれだけ政府に對する議會の地位は低下したものと見なければならぬ。

加ふるに經濟上の利害代表及國民的經濟的知識の代表に付ては、議會の外に前述する如く組織的な龐大なる組合的機構を有するのであるから實質上から見ても議會特に下院の存在價值に付ては多大の疑惑が抱かれつつあつたのであるが、最近の報道に依ればファシスト大評議會はいよいよ下院廢止の議を決し之に代つて別種の機關を企圖してゐる如く觀取せられる。参考の爲最近の新聞報道を掲げることとする。

【ローマ特電讀賣新聞社】〔十月八日發〕 ファシスト大評議會は七日遂に現行議會を廢止して職能組合院を創設することを決定したが、同日發表されたコミュニケによればこの新ファシスト職能組合

院は現在の全國組合會議を若干改組して代議制議會に代へようといふのである。大評議會はまた現下の國際問題について種々討議したがスペイン問題に關しては英伊協定の發動を出来るだけ早めるためにイタリア義勇軍の撤收を開始する必要があるとのムソリーニ首相の腹案を秘密裡に承認したと傳へられる。なほ大評議會は八日午後十時から開會される筈である。

〔ローマ八日發同盟〕 ファシスト大評議會第二日はファシスト組合金院創設法案を採擇した旨正式コミュニケをもつて發表された。内容次の通り、

一、現在のイタリア國會下院は第廿九會期をもつて一九三九年三月終了しこれに代りファシスト組合金院を創設す。

一、既設の上院及び新設のファシスト組合金院は相俟つて政府と協力法律の作成に當る。

一、ファシスト組合金院はファシスト黨大評議會並びに全國評議會の會員及び組合全國評議會の會員をもつて構成す。

一、上院及びファシスト組合金院の任期は二會期とす。

一、各會期の召集期日、閉會期日はムソリニ首相提議の下に勅令によりこれを定む。

一、ファシスト組合金院の議決は公開投票をもつて行ふ。

一、ファシスト組合金院並びに上院で採擇されたる法案は政府首席たるムソリニ首相の許に回付され國王の御裁可を経たのち發布さる。

第三篇 イタリア計畫經濟の内容

第一章 序 説

イタリア計畫經濟を形成せしむるに至つた原動力としては、相互に相關聯する三つの要因を擧げることが適當であらう。

其の一つは現在年々四十萬に上るイタリア人口の増加である。大戰前と異り海外移住が殆んど遮斷せらるるに至り、剩へ國際通商の自由が漸次阻止せられれば、新に増加する人口に對し勞働とパンを獲得せしむる爲には、新なる經濟の展開を必然ならしめる。

其の二つは、本國、植民地を通じての物的資源の貧困である。鐵、石炭、石油の如き、凡そ近代國家として、産業上、國防上重要な資源に共に恵まれざるに加へて、國民生活の基礎的資源たる食糧さへ外國に依存せざるを得ない事實は、過去におけるイタリアの動向を左右した。

國家の斯る物的基礎の薄弱性は人口増加の趨勢と相絡んで遂には國家思想の衰退と民族精神の頽廢を來した。經濟再建の新なる方途が講ぜられなければ、光榮あるローマ帝國の後繼者も没落の一路を辿るより外ないのである。

其の三つは、國防經濟建設の必要である。大戰を界として世界各國は今更ながら近代國防の本質上の變化に着目した。戦争上の奴隷性 (Kriegsknechtschaft) からイタリアを解放する爲には國防經濟の建設が根本であり、又兵力整備の前提でもある。

イタリアの人口は、一九二一年大戰後第一回の國勢調査に依れば、三七、九七四千人であつたが、十年後の一九三一年の第二回調査に依れば三百萬人を増加して、四一、一七六千人、最近の調査即ち一九三七年末現在に於ては四三、五七八千人を示してゐる。ドイツの人口よりは二千萬人以上も少いのであるが、一九三六年のフランスの人口四千二百萬人に比すれば百萬人近くも之を凌駕してゐる。

歐洲の先進資本主義諸國は、前世紀以來、其の資本主義的發展に際會した當初に於ては人口増加速度は極めて急なりしものが、後期に於て著しく其の勢を減じ、殆ど停止するものさへ生

ずるに至つてゐる。然るにイタリアの人口増加は現在なほ急激な増加を示し、其の増加率も千分の六乃至八を示してゐる。

其の主なる原因はイタリア國民の出生率が異常に高いことに基く。一八八七年には千人に付三十九人の出生率であつたが、一九三六年にもなほ二二・二人 (日本内地の同年即ち昭和十一年の出生率は二九・九) の出生率を示してゐるのであつて、歐洲諸國と比較すれば異例に屬するのである。

従つて人口密度に於ても高く、一平方哩に付三五五人 (一九三六年) で、日本 (全國) の三七五人 (一九三五年) に匹敵する。之をアメリカ合衆國の四一・三 (一九三〇年) に比すれば九倍の濃度を示すのである。

物的資源の貧弱なイタリアが何等かの道を求めて、爆發し、破開することは不可避である。其の一つは、國外移民であり、他の一つは植民地獲得の要請である。

イタリアは二十世紀に於ける最も重要な移住國民である。一九三〇年に於けるイタリアの海外居住者は九百四十萬に達した。即ちアメリカに七百四十萬、アフリカに二十萬人、其の他百

八十萬人である

エチオピア遠征に際してジュネーヴで對伊制裁が決定された時、アルゼンチンも一九三五年十一月に本國議會の承認を條件にこれに参加した。然るに翌年五月末漸く開かれた議會はもはや此の問題を眞面目に取上げることをしなかつた。蓋しイギリスは、アルゼンチンの罐詰工場から鐵道、油田に至るまで、四億三千七百萬ポンドの投資をしてゐる。だがイタリアはアルゼンチンに對して其の人口の五分の一に達するイタリア移民を送つてゐる。アルゼンチンの一千万の人口のうち二百萬人は實にイタリア人である。だから資本は最早勞働の敵ではなかつたのである。

合衆國が一九二一年及一九二四年に移民の入國を事實上全く禁止し、その後カナダ、又大分前にはオーストラリアが移民に對する門戸を閉鎖した。イタリアの移民もかゝる門戸閉鎖の影響で一九一三年の五十六萬人から一九三六年の四萬一千人に激減した。其の四分の三は歐洲への移民で而もその三分の二はフランスに赴くのである。

ファシスト政府の人口問題に對する方針は、人口増加に對する樂觀的立場に立つ許りでなく、

人口の増加こそは國運進展の缺くべからざる根本條件であるとし、之を刺戟し、獎勵し助長するに在る。

人口密度の大なることは生産力増大の要件であり、物質的生活の幸福は決して人口の制限によつて招來せらるるものでないとするのがファシズムの根本理論である。

ムソリニは謂ふ「イタリアの土地が改良せられ、耕作され、灌漑され、訓練され、一言にして云へばファシスト化されたならば尙一千萬人を包容する餘地がある。六千萬人のイタリア國民の量と力とは必ずや世界歴史に壓力を感じしめるであらう」と。

ファシスト政府は頭初から出產獎勵のあらゆる方策を實行した。民族衛生施設の強化、産兒制限に對する徹底的取締を行ひ、農村離村を抑制し、農村居住の獎勵に力めた。

尙一九二七年には道德的立場からは男子獨身者にして享樂をこととするものに對する國家的の制裁であり、財政上の見地より母體、幼兒、孤兒の國家的施設の費用に充當するため獨身者課税法を實施した。

本法の適用範圍は二十五歳から六十五歳までの男子獨身者で、地位身分の高下に關せず宗教

上婚姻を許されざる者、戦争に出征して負傷を爲し現在結婚不能の者、精神病者等の例外を除くの外は一律に本税、附加税を徴收せられる。税率は本税に於て二十五歳から三十五歳まで年額三十五リラ、三十六歳から五十歳まで五十リラ、五十一歳から六十五歳まで、二十五リラ、附加税は収入を加味したもので其の税率は所得税率へ年収入を乗じたものの四分の一である。

斯様な方策の實施にも拘らず、イタリアに於ても、他の諸國に於けるとは程度は異なるが、大戦前に比すれば明に出生率の減退が觀取せられ又一九二一年の千人に付三〇・三が十年後の一九三一年には二四・九と下向してゐる。併し此の事はファシストの人口對策の失敗を示すものではない。藉すに相當の年月を要するし又ファシストの方策がとられなかつたとしたならば如何なる結果になるであらうかも併せ考へなければならぬ。

右の如き人口増加に對するファシスト政府の方針は、移住民方策に付ても従前の方針に一大轉換を齎した。ファシズムにとつては、移民とは國民勢力の分散であり、經濟上軍事上及人口上の損失である。併し右の中で軍事上の理由は最も決定的である。

獨立機關として設置された移民委員は一九二三年以來外務省の附屬機關となり一九二七年に

至つて、之を廢止して外國居住伊國人課を設け爾後移住者を外國居住伊國民と呼ぶこととした。

又ファシスト政府は移民制限の各種の措置を講じた。外國移住者の爲の汽車賃割引は一九二七年以後廢止せられ之に代つて、移住者復歸の爲の五割引率が制定された。移民許可の場合に於ても外國滞在期間は最高三年の期限を定めた。一九二八年七月以降は移住者は家族の渡航を爲さしめざる旨の誓約をしなければならぬこととなつた。

右の措置はイタリア移民の動きに甚大な影響を與へた。一九二四年から一九二六年までは五十萬以上の移民があつたが其の後の三ヶ年はその半分に減じてしまつた。かくて四十萬人の人口が母國に於てパンを求めなければならなくなつたのである。

イタリアが統一した國家として大陸に登場したのは一八七一年であつた。既にその時には列強はアジアにアフリカに植民地獲得を完了した後であつた。その後、一八九六年イタリアはエチオピア遠征を試みて例のアドワの敗戦を喫して、植民地獲得に失敗したが、世界大戦は此の國に又となき好機會を約束したのであつた。それは一九一五年のロンドン條約とセント・ジャン・モリアンス條約とに依りイタリアの聯合軍參加の代償として近東における植民地賦與が祕

に約束されたからであつた。然るに、平和條約の結果は、各國に比してイタリアに與へられた植民地は餘りにも過少であつた。イギリスが百八十五萬平方呎、フランスが百八十八萬平方呎の巨大な植民地を獲得したのに對して僅に其の二十分の一にも足らぬ八萬平方呎に過ぎなかつたのである。五十萬の戦死者と百萬の戦傷者の名譽はかくて泥土に委せられたのである。

イタリアのエチオピア併合以前における領土は次の通りである。

本	土	一一九、七〇〇平方哩																				
リ	ビ	ア	四二五、〇〇〇																			
	エ	リ	ト	リ	ア	四五、七五〇																
						イ	領	ソ	マ	リ	ラ	ン	ド	一九四、〇〇〇								
														エ	ー	ゲ	海	諸	島	九七七		
																					計	七八五、四二七

ムソリニは其の自叙傳に次の如く書いてゐる。

「植民地の發展は、わが國にとつて、單に人口問題の論理的歸結であるばかりでなく、わが

國の經濟狀態を解決するための一つの法式をなすものであつたのである。わが國の植民地は少い。しかも一向大規模な改良が加へられてゐない。わが國の最初の植民地エリトリアは、依然として昔のまゝである。ソマリランドは外交交渉の結果、英領ジュバランドと併合して領域が増大された。

最近、總督デ・ヴツチの賢明な政策のおかげで、われわれは全ソマリランドを平和ならしめた。そして確實な目的に使用され、またイタリア労働者に仕事を與へるために、多額のイタリア資本がその植民地に向つて動いてゐる。

リビア植民地は大戦中に領域を縮小されて、海岸地帯に幾つかの重要都市を有するのみとなつた。

(中略)

これ等二つの植民地だけでは、わが國の人口問題は解決されない。このことをよく注意して貰ひたい。しかし、善意を以て、またイタリア人の典型的な植民能力を以てし、嘗てはローマの所有するところであり、やがては昔日の偉大さを取り戻して、わが國の全般的經濟の

新しい偉大な發展力に貢献しなければならぬ二つの領土を、われわれは高く評價することが出来る。

イタリアの平和な地位を世界の面前に再建し、又義務の命ずるところに従ひ、わが國の人口問題の解決に役立ち得るすべての植民地發展力を發達せしめんがためのこれ等の仕事に、余は日夜を捧げ、眠らぬ夜さへあつた。」と。

第二章 食糧自給政策

イタリアにとつては農業こそ其の國富の基本である。農業自體並に農業に密接する産業に従事する者をも併せて考へれば國民の半ばは實に農業に従事してゐるのである。大戰前に於いては、此の國の住民の五〇％は農業従事者である。フランスは四〇％、イギリスは一二％、ドイツが三五％である。此等の諸國はイタリアに比れば明に商工業従事者の數が壓倒的に大きい。此のイタリアの國民職業の配分程度は大戰後に於ても餘り變りはない。

此の事實はイタリアに於ては土地への依存が如何に決定的重要さを持つてゐるかを示す。イ

タリアの國富の半ばは農業關係の財産より成り立つてゐるとさへ云はれる。

かやうな農業國でありながら、イタリアは從來、食糧の自給が出来なかつたのである。

イタリアが統一王國となつた十九世紀の中頃は先進諸國は何れも産業の主點は商業と工業だけであつた。イタリア政府の全注意もこれらの商工業のみに奪はれた。國際的分業と連帶が永久に保障される限りに於ては、どこでも穀物を安く買ふことが出来るのに何を苦んで自國で不利な穀物を作る必要があらう。かくてイタリア國民主食糧品たる小麦の生産額は人口が急激に増加したにも拘らず激減して行つた。即ち一九〇二年にはイタリアでは人口一人當り一五〇疋を産したにも拘らず、一九一二年には一三八疋に減じ、更に一九二二年にはドイツの一九二疋に對し、僅かに一二三疋を産したに過ぎない。小麦鬭争の開始せられた一九二五年に於ては國內生産六千五百萬キントルに對し輸入は二千二百萬キントルで國內需要の三分の一は外國に依存した。

玉蜀黍の國內産額も一九一三年には需要の僅か五分の一を生産するに過ぎなかつた。近年其の生産は増加したが一九三四年には國內需要の四〇％を未だ輸入してゐる。



肉類の國內自給率に至つては小麦に遙に劣つてゐる。

一九三四年の外國貿易に於ける輸入超過額は二十四億四千二百萬リラであつたが、其中食糧品に對する超過額は其の後四分の一即六億四千四百萬リラに達してゐる。其の内譯を示せば、

穀類及穀粉(米を除く)	一六一百萬リラ
肉類及生畜	二〇五
砂糖	一二五
魚類	一五三

かくの如き國民食糧の不足に對してはファシスト政府は徹底せる重農政策をとつた。

後述する土地改良方策及小麦鬭争は此の現はれであるが此の他重農方策として次の措置がとられた。

(イ) 農業教育を普及して耕作方法の改良を容易ならしめた。巡回農業學校制度の創設が行はれた。肥料の使用は従前よりも著しく増大した。

(ロ) イタリアに於ても近代國家に共通の現象たる農村離去が顯著であつた。農業従事者千

人に付一九〇一年三八〇人、一九一一年三四〇人、一九二一年には三二九人の減少を示してゐる。之に對して政府は農業労働及農村生活の改良のみでなく、直接行政的手段に依つて其の防止に努めた。就中農村に於ける社會的及精神的生活の手段の供給の確保は最も有效な方法として政府は特に力を注いだのである。かくて、電燈、電話、電力の普及、ラヂオ、シネマ、巡回文庫、スポーツ施設、婦女子のための家内作業等の施設が取上げられた。

(ハ) 農業者に對しては資金上各種の便益が與へられ又農業信用の再組織が行はれた。あらゆる形態の長期農業信用に付政府は二・五%の利子補給を行つた。又不動産に關する相続税の減免を行つた。

(ニ) 総合的土地改良方策 (Bonifica integrale)

イタリアに於ける土地改良 (bonifica) はファシスト政府樹立以前から歴代の政府が手を染め來つた。併し乍ら當初は主として衛生状態の改良、就中マラリア病源を掃蕩する見地から沼澤地の排水に力を注いだのであつたが、何れも其の効果は部分的であり且一時的の程度を出で

なかつたのである。大戦頃からその方策の分野は多少擴大せられ、土地の排水衛生施設と併せて農地定住及農事振興の見地を採り入れる様になつた。

ファシスト政府成立後、右の如き擴大せられたる土地改良方策は一九二三年、一九二四年と漸次強制化され、一九二九年七月一日より實施せられたムソリニの名を冠する法律に於ては、*bonifica integrale* と呼ぶ総合的土地改良計畫の基礎が確立された。同法の下に於て、イタリア全土を通じて組織的なる土地の排水、灌漑を施行し併せて之に道路、水路、學校其の他の公用建物、農民住宅等の建設を組合せたのである。又之が管理及實施の爲に必要な行政機關として農務省に特別の外局を設置すると共に各般の機關が整備された。

以上の如き *bonifica* より *bonifica integrale* への轉換は濕潤不健康地を居住適地若は健康地に改良すると云ふが如き狭少な目的から、農業及食糧供給資源としての農村全般を改良し、増加し行くイタリア労働者と共に家族への永住地を建設せんとする目的への一大轉換である。

事實ムソリニ法は従前の各種法律を綜合統一したもので、單に濕潤地、荒廢地、不可耕地の開拓改良のみでなく、全土に亙る開墾、生産の高度化を企圖したものである。即ち此の法律は

イタリア農業の土地能率を高度化せんとするもので單純なる土地の改良に止まることなく農業の一般的改良、道路建設、灌漑計畫、森林政策、水路統制就中人口問題及國內移住問題の解決に資せんとするものである。

斯の如き土地改良に關する公共事業計畫は特殊の場合には政府自ら之を立案し、施行したのであるが、通常は地方土地所有者組合をして豫め計畫を提出せしめ之に認可を與へて、實施に當らしめた。之に要する資金の大部分は長期資金として國庫又は地方公共基金より貸與するこ

ととした。

同法施行より三ヶ年の間に之に關する施設の爲に二十七億リラの經費が支出された。従つて斯様な大規模な公共事業が労働界に與ふる影響は眞に甚大であつて、當時の失業救済に資する所も亦極めて大であつた。一九三一年より三二年に亙る年度に於ては一日最少四萬三千から最大七萬四千人からの人員を使用したと稱せられる。而も此等の人々の多くはやがて斯くして開拓改良したる農耕地へ定着したのである。

又一面右の改良事業が人口問題の解決に寄與したことも特筆されねばならぬ。即ち前世紀の

後半に於てはイタリアは毎年約二十萬人の海外移住者を送つたのであるが一九三一年には之が十六萬人となり、一九三二年には其の半數の八萬人に減退した。毎年四十萬人の人口増加を見る同國にとつて、かゝる海外移住の門戸閉鎖は勢ひ、是のはけ口を國內に求めざるを得ないのである。

土地改良事業に於て最も顯著な役割を果した機關として、兵役者協會 (Opera Nazionale Combattenti) と國內移住及土地開拓委員 (Commissariato per le Migrazioni interne e la Colonizzazione) を挙げなければならぬ。

前者は本來退役者の就職斡旋を目的として成立したのであるが、其の活動は漸次イタリア全土に互つて土地への定着を斡旋する方向へ向つた。即ち協會の手によつて開拓した土地を貸與し一定年限の後には所有者たらしむるのである。一九三二年には此の協會の手によつて開拓せられた土地は五四萬ヘクタール其の經費は二億四千萬リラに達したのである。

後者は土地開拓上必要なる勞務力の配給に當る機關である。土地開拓は實に新なる地域に於て新なる農村を建設せんとする事業なるが故に、經濟的政治的側面の外に社會的側面に特に重

點が置かれねばならぬ。右機關が特に重視したのも此の點であつて、之が爲に新に入植する者に對して嚴密なる各方面の検査を行ひ、入植者を嚴選して新なる農村建設に謬りなからしめたのである。

(二) 小 麥 闘 争

ファシスト政府が特に重點を置いた政策は基本食糧たる小麥の對策である。

十九世紀以來國際通商の自由を前提とする農業生産輕視の一般的風潮の例に洩れず、イタリアに於ても、食糧就中小麥に對する政策は多年等閑に附されたため、一ヘクタール當り收穫率及其の増加率は列國に比して著しく低位にあつた。大戰前に於ては、九乃至一三キントルに過ぎなかつた栽培面積も擴張せらるることなくむしろ反對に些少の減少傾向を示した一九〇九年——一九一四年の植付面積は四百七十五萬ヘクタールであつたが、一九二一年——五年四百六十七萬ヘクタールである。従つて人口の増加と一人當り消費量の増加は、必然に其の國內自給率の急激なる減退を來し、小麥輸入高も左の如く之に應じて連年増大した。世界大戰後に於て特に甚大となつた。

一九〇一—〇五年平均

一〇七〇萬キントル

一九〇三—一四年平均

一四〇〇

一九二一—二四年平均

二六〇〇

小麥鬭争開始の一九二五年には輸入額は二千二百萬キントルで、同年の國內生産高六千五百萬に比すれば國內需要の約三分の一を國外に依存した譯である。而も此の輸入金額に於ては前四年の平均が三十億二千萬リラ、一九二四年が約二十五億リラであつたのに比し實に三十八億リラの空前の巨額に達し、同國輸入總額の一五%、輸入超過額の約半額の高率を占めたのである。ファシスト政府は斯る事態に處して、一九二五年四月四日の命令を以て所謂小麥鬭争 (Barra taglia del Grano) の政策を開始した。

小麥鬭争の目標は小麥の如き基本食糧の巨大なる海外依存は平時に於ては國際收支の不均衡を増大しリラを悪化せしむるのみならず、特に戰時に於ける食糧供給確保の見地より重大危険を招來するものとして、自給自足の完成を期せんとするに在る。之が爲に政府の執つた措置は要するに、一方關稅の作用に依り國內生産者を保護すると共に他方に於て小麥の單位當收穫を

増加せんとするものである。

ムソリニは云つた。「小麥鬭争は、イタリア國民として外國のパンへの依存状態より解放せんとするものである。鬭争は其の目的が明白であるから従つて手段に於ても簡單である。平均收穫高を増加すればよいのだ。」と。

一九二五年七月政府は小麥鬭争開始と共に首相、農相、協同體、職業組合の代表者十八名よりなる常設小麥委員會を創設し、地方には夫々地方機關を設け、各種の機關を之に協力せしめて、小麥増産の爲の諸政策の攻究、増産の獎勵宣傳、農事の改善指導、相談に當らしめた。農事の改善は優良種子の撰擇、化學肥料の使用、耕地整理、農業の機械化に主力を置き、小麥増産成績の優良なる者には賞金を授與し、土地開墾、優良種子の生産者には賞品を授與したが、之は引續き今日迄實施されてゐる。

又小麥輸入關稅に付ては元來イタリアの小麥栽培業者は大規模事業主に屬し小地主栽培業者は砂糖葡萄煙草オリブ玉蜀黍野菜等の栽培に従事する結果其關稅は比較的大事業の利益に偏するので一九一五年大戰中之を中止してゐたのを、一九二五年七月二十四日に復活し、一キ

タル當り七・五〇金リラ即ち二七・五〇紙幣リラとした。其の後二八年、二九年、三〇年と矢
繼早に其の稅率を引上げ、一九三一年には七五紙幣リラに引上げたのである。

他方、輸入防遏の間接的方法として、三一年以後は小麥の消費に、國産品を九五%使用する
ことを強制した。三四年には更に麥の輸入は大藏大臣の許可を要することとした。

一九三五年イタリアのエチオピア遠征を起因とする小麥價格の暴騰を抑止する爲特殊の戰時
經濟手段を講ぜざるを得なくなつた。即ち小麥配給統制の強化、即ち貯藏販賣の獨占化が之で
ある。既に一九三〇年以來小麥のプール制度が設定せられ、生産者は任意に此のプールへ賣却
したのであつて、一九三五年には其の取扱數量は八〇萬噸に上つたのであるが、政府は戰時手段
として一切の小麥を強制的にプールを通じて販賣する政策を確立した。即ち國内産は勿論、植
民地及外國産の輸入小麥をも強制的に該プールに強制的に販賣を委託せしめ、プールをして品
等別に定めた一定價格で之を販賣せしむることとした。政府は之を説明して「我々は基本的な
社會的重要性を有する主要生産品の販賣及價格を保護統制する所の一組織に依る管理の完成を
躊躇すべきではない。小麥の販賣價格が投機的ならざることは國民にとつて最大の緊要事であ

る」と述べた。

政府はこの小麥配給統制實施の爲、新に倉庫法を制定し、全國的且組織的に倉庫を統制した。
エチオピア遠征の終了後に於ても右の配給統制は終熄することなく一層其の組織の整備を行
ひ、政府は農相に直屬する中央小麥倉庫局を設け、小麥統制の最高方針を決定せしめ同時に各
地倉庫の統督に任ぜしめた。

中央小麥倉庫局決定の方針を實施する機關は農業總聯合とし、一切の小麥の輸入及配給に關
する權能を之に與へた。農家其の他の所有小麥が政府の指定倉庫に納入せらるる場合、納入者
に對して支拂はるる小麥價格は、毎年收穫時前に農相の諮問により、常設小麥委員會に於て決
定せらるるのである。此の代償は小麥納入の場合納入者に對し必ずしも全額支拂はれず、九割
前後が前拂せらるるが、この資金は農事金融を特許された金融機關の融通によつて行ふのであ
る。

以上の如き小麥自給の方策によつてファシストイタリアは如何なる成果を挙げ得たか。

政府は小麥の反當り收穫の増加と併せて耕地開墾をも力めたのであるが、栽培面積の増加は

特に述ぶる程の重要性を有しない。生産増加は殆んど全く単位當り收穫の増加によるものである。一九〇九年——一九一四年のそれと一九二七——一九三二年のそれとを比較すれば次の結果を見ることが出来る。

一九〇九—一四年	一九二七—三二年	一九三二年	一九三三年
栽培面積 (千ヘクタール)	四、七五六	四、八八三	—
收穫高 (千キントナル)	四九、〇〇〇	六四、〇〇〇	七五、〇〇〇
一ヘクタール當收穫高 (キントナル)	一〇・四	一三・一	一五・〇
			一五・九

一九三七年は栽培面積に於て五百萬ヘクタール、收穫高に於て八千萬キントナル、一ヘクタール當り一五・四キントナルに達してゐる。之を闘争開始前の一〇・一キントナルに比較すれば、實に五二%といふ驚異的成功を収めてゐる。

従つて其の收穫高に於ても闘争開始前の一九二四年收穫 (此年は不作ではあつたが) 四千六百萬キントナルに比すれば七三%の躍増を示し、一九三三年に於て略々國內自給の域に到達し小麦闘争の主目的は達せられたものと見るべきであらう。

生産の増加に反比例して輸入高は減少し、闘争開始前一九二一年—二四年平均二千六百萬キントナルに對し一九三三—三七年平均は七百萬キントナルとなり、其の間實に七三%の激減である。イタリアの輸入超過額の主因であつた小麦輸入量が斯様に激減した結果一九二四年の小麦輸入價額二十四億八千萬リラより一九三五年の二億リラに即ち十分の一以下に激減した。之に伴つて同國の輸入超過額も一九二四年の五〇億リラより一九三五年の二五億七千萬リラに半減し、國際收支の改善にも資する所が大であつたのである。

かくの如きイタリア食糧自給の基本的方策が各般の經濟分野に多大の摩擦を招來することなくして遂行せらるべしとは、何人も考へ得ない所であらう。就中右の方策に依る食糧品價格の昂騰及他の農産品の生産に及ぼす影響は其の顯著なものである。而もなほイタリアは萬難を排して其の方策の完遂に邁進するであらうことも略々明白である。

以下本年六月十八日の英誌エコノミストの所論をかゝげ、其の方策の前途をトする資料としよう。

イタリアの「自給自足戦」は最近三十年來、慧敏なる觀察者ならば恐らく事態の裏に相互撞

著あることを認めるであらうやうな幾多の理論と實行とを、一の鋭き焦點下に集中せしめた。

伊太利がその國民の榮養上のあらゆる所要を自國に産出し得しめんとする極度の努力は、ヤチニ氏 Jacini (一八六四—一八七九年公業大臣) 及び「大調査」の日以來、國內の農業學者の頭腦を攪亂せる諸問題、——大地主義、土地改良、再植林、サンヂカリズム、協同體等、——凡てがムソリニ首相の宣言の主旨に於て、一括的解答を與へられて居る。

ローマの各省は、死せる問題の亡骸に惱んでゐる。天然はこれらの問題に再び生氣を與へるであらうか。本年の早魃が麥作の大部分に影響せるは、實にこの問題再生の好機會であつた。小麥戰爭が再び、しかも更に力強く再開せられざるべからざること、今や何人も疑はぬ。別表第一は生産の葛藤が近年如何に一進一退せるかを語つてゐる。イタリアは約八千五百萬キントルの平年收穫を確保するに非ざれば、ある程度までは引續き輸入小麥に依存せねばならぬ。

表一 伊太利の小麥生産と消費 (單位千キントル)

年次	生産	輸入
一九三三	六三、〇〇〇	四、六九一

一九三五	七七、〇〇〇	五、四九七
一九三六	六一、〇〇〇	五、三三七
一九三七	八〇、〇〇〇(1)	一、七八二
一九三八	六〇、〇〇〇(11)	……

(1) 一九三八年一月十一日の *Giornale d'Italia* の計測。

(11) 氣象通報による豫測。多分實際よりは低い。

イタリア官邊の諸方面の言に徴すれば、彼等は、農業に於て「結局一億キントル」を、その努力の目標と爲し得ると考へ居るものゝ如くである。然れども表二によれば、農地統制局に在る人々が、夙に小麥の耕作地積を一九三五年の數字に止めんことを力強く決心せるに拘はらず、其の不斷の増加は明白である。即ち現在の平均以上に小麥生産を増加せんとすれば、肥料の増施を以てするもなほ耕作地積を増加することが明白である。更に、國民的需要は屈伸性ある事柄である。といふのは少なくとも最近の十二ヶ月間、イタリアに於て營業的に製造したパンには、玉蜀黍、米、隠元豆、その他の雜穀粉(往々にして三〇%に上るには非ずやとも思はれる)

を混用して来た。食糧品の自給自足と云ふことが、栄養の科學的標準に従つて計測せられて居るところは何處にも無く。

表二 小麥耕作地積と畜産との關係

	一九〇八年	一九一八年	一九三〇年	一九三六年
小麥耕作地積 (ヘクタール)	(一) 四、五〇〇、〇〇〇	(二) 四、五八一、四〇〇	四、八三、七二六	五、二二、六七七
家畜(千頭)				
馬	九五六	九九〇	九七九	八一六
牛	六、一九九	六、二四〇	七、〇九四	七、二三五
豚	二、五〇八	二、三三九	三、三二二	三、二〇六
羊	一一、一六三	一一、七五四	一〇、二六九	八、八六二
山羊	二、一七五	三、〇八三	一、八九三	一、七九五

(一)概數。(二)一九一五—一九九年の平均數。

イタリアの問題は二つ、即ち價格と生産とに分れる。而して既に「小麥戦争」より得たる經

験を以て、兩問題の解決を見出しつつある。

價格は「もはや比較的原價の規準によつて、又は外國爲替の影響によつては左右されずして、國內生産の諸要件によつて左右される」即ち穀類の國內相場が一九二六年以來、遙かに世界相場よりも高價に維持されたと同様に、將來は各生産物に對して、自給自足政策の命ずる人爲相場を割當てることゝ爲るであらう。これが爲めに主として大量の貯藏と種々の公の法人(會社)(その若干は既に設立されて居る)による市場操作措置とによる供給の強力統制によつて、國內價格を維持することが提案されてゐる。かくして價格が、輕微ながらも一應騰貴すべきことは一般的に豫想せらるゝやうに見える。即ち昨冬ある官廳公刊物に於て一筆者は云つた。『價格の適度の騰貴は、たゞに不可避なるのみならず、便利でもあり、時宜に適してすらもゐる。それは私人企業をして、新規の生産及増加せる生産に起因する原價の増大を回復することを得しむるに與つて力となる』云々。然るに早くも今一九三八年一月組合大臣は聲明書を發して、今や「農産物價格は、消費狀態の許す限りの最高水準に達した」、竝に今後「少しにてもこれを引上ぐることは、一般に不當と見做す」べきことを明言した。然れども農作物の自給自足の

政策が國民に如何なる犠牲を強課するものなるかは、かゝる明言に拘はらず明白である。

價格維持の問題は増産の問題に比して困難が少ない。之が爲めには、労働者の組合、及雇主の組合は、イタリアの農村地方に住居するあらゆる人々を包含する完全に協調せる機構を提供し、政府をして其の生産計畫を實施し得しめんことを慫慂せらるゝであらう。大地主制度の改造はもはや遷延することを許されない。労働力は「吾人の原料品の第一を爲す」ものである。『耕地は單に労働力を作用せしむるに道具に過ぎない。』

問題の核心は前掲第二表に示されてゐる。如何にしてイタリアは肉類、酪農品、動物性油脂の供給を増加し、しかもなほこれと同時に、多くの小麥を栽培し得るであらうか。一昨一九三六年中、イタリアは牧草二億九千五百萬キントルを九百二十六萬二千ヘクタールの地積より得たが、この中の四、三二五、〇〇〇ヘクタールは謂はゆる「永久牧草地」で、全體的に土地改良なしには、如何なる輪作にも適せざるものである。この點に於てイタリアは循環論法に陥つて居る。即ちムソリニ首相の選び得る方法は、長年月に亙つて先づ開墾に要する資金を貯蓄し、後これを利用して自給自足の來るを待つことである。しかも一九三五年來土地改良の爲めの支出

は事實上止んで居る。さうして生活費の昂騰、租税の増加、農業財産の上の抵當權等は、收支相償ふや否や不明なる開墾事業に利用し得る私有資本を見出すことを困難ならしめて居る。この第一の方法が失敗なりとすれば、ムソリニ氏は、不可能と見ゆるところのものを狙はなければならぬ。何となれば、同氏の最小限の所要に應ずるが爲めにも、イタリアの畜産は少くも一〇%を増加する必要があり、さうして此の量を以て満足せんが爲めには、現在甚だ貧弱なる品質を大に改良することを要するであらう。而して牧草生育地積を増加することを計畫するに非れば、穀上の目標も長年月の土地改良と巨費の支出なくしては到達し得られない。然るにこの牧草生育地積の増大は、現在口にこそされないが、其の實同様に必要なる小麥耕作地積の増加と相容れざるものである。更に又他の多くの作物——玉蜀黍、家禽、オリーブ、野菜、柑橘類、材木、カナバ、canna 等の工業用植物等々——の増殖計畫用地積の増加とも相容れざるものである。しかもこれが爲めに提示されたる對策なるものは殆んど一顧にすら値しない。たとへばオリーブ油を自給自足するには、全イタリアにオリーブ樹五千萬本を増植することを必要とし、これが爲めに年々五十萬本を新たに植付くことが提唱されてゐる。この年度割を以て

すれば、自給自足は、一世紀間は實現しないであらう。さうして多少の植換を勘定に入るとしても、新しきオリーブ樹の大部分は現在既に他の、しかし乍ら必要缺くべからざる作物に依つて占められて居る土地に植付けねばならぬ。次に、綿羊増加の必要は極めて緊急であり、綿羊屑飼料を以て十分なる榮養を取らしめ得べきが故に、牧草の消費を増加することなくして、「中部イタリアのあらゆる農家に於て、牡牝一頭と相伴うて、少なくとも一頭の綿羊を飼育し得べし」とは官廳刊行物の提示する所であるが、これが果して出来ることか否かは、幾世紀の間、其の農園より最後の一文をも無駄無く搾り出す儉約と農耕技術の標本とも云ふべきタスカーノ（北部平原地方）のメッツアドロ（自作、小作を兼ねたる農民）が、疑も無く最も明白に答へるであらう。

數年來幾多の委員會が試みたるイタリアの畜産増加を目的とする種々雑多の提案にも拘はらず彼等の努力は前掲表二の示すが如く何等の實をも結ばなかつた。小麦戦争は大に綿羊の飼養數を減少し、植林と山林警備隊の警察事業とは山羊の數を著しく減少した。

農業上の自給自足に關する文獻に於て専門家は銘々、生産面積の増加を前提として、各自の

問題を解決しようとしてゐる。しかもこれに依つて惹起さるる土地（獲得の）競争こそは、或は凡ての中の最重大なる問題を造り出すものであらう。一九二九年の調査によるに、全イタリア中全然不生産的なる地積は全體の十四分の一に過ぎない。吾人は、自給自足が、「イタリア國生産品の爲めの外國市場擴張」といふ、生命的にして且つ夙に公認せられて居る必要に及ぼす種々なる影響は姑らく之を論じないこととしよう。又、自給自足が「生活費」に及ぼす影響に依つて惹起せらるる幾多の大局的困難についても亦姑らく言及を避けよう。かくてたゞ自給自足の實際性を、單に生産といふ標題の下に考慮するとしても、なほ吾人は、イタリアの「自給自足戦」は土地の不足の爲め、又はイタリアの大地主制度を改造し、及び丘陵、牧草地を改良すべき時日及び資金の不足の爲め成功し得ないであらうと結論しなければならぬ。

この斷定は長時日に對して適用せらるるものである。併し乍らもしこの「自給自足」の語が、單に戰時に際しての一次的獨立といふことを意味するものとするならば、注意深き貯藏と自給自足を固くすることによつてイタリア國民は、短時日間兎も角も凌ぎを附け得るであらう。併し乍ら其の戦争たるや短期間のものでなければならぬといふ一言を右の斷案に附け加へることが

公平であらう。

第三章 森林政策

イタリアでは曾ては森林がかなり豊富であつたが、すでに中世紀に造船の盛んだつたと同様、その後樹木や木炭のみを暖房に使用する習慣があつたために、それ等の森林も伐られてしまひ、現在ではこれを以前の状態に返すことは、容易なことではなく幾世代を要すると云はれる。一九二九年イタリアの森林面積は五百五十六萬一千ヘクターであつたものが一九三四年になつても、まだ五百七十五萬八千ヘクターと計算したに過ぎなかつた。かくて木材の國産高二百五萬噸に對してはなほ二百萬噸の木材の輸入を要した。

ファシスト政府の森林政策は如何。全國森林協會會長アルナルド・ムソリニの一九三五年の記述によつてファシストの森林政策を窺ふこととしよう。

國民生活と國民經濟とに缺くべからざる關係を有する森林は、イタリアに於ては殊に重要な資源である。イタリアの半ばが山地である。

が従來の政府はあらゆる方面に無力であつた。森林地帯の状況は地氾り、度々の河川の氾濫、雪崩、土地及び河床の荒蕪、地方人口の減少、材木の輸入増加等々樹木の亂伐に起因するあらゆる悲惨な状態を呈してゐた。

生産と繁榮と國家統一の再建とを明確なる目標として現れたファシスト政府は、當然森林問題に對しても深い考慮を以て臨み、着々此の問題解決の實績を擧げるに至つた。勿論こゝでもムソリニの決然たる態度が國民を大いに鼓舞し、イタリアの森林政策が劃期的進歩を見ることになつたのである。

森林問題に對するムソリニの簡明牢固たる言辭は國民に深い印象を與へ、大いに舉國一致の努力を爲さしめる刺戟となつた。例へば、

「余は樹木を愛する。樹木を保護せよ。余は諸君と協力するであらう」

「山に新しき富を、平野には穀物の稔りを確保すべく、余はあらゆる努力を惜しまぬであらう。我等が祖國ローマにガリーとトライム（何れも古ローマの軍用の船）を供給した匂ひやかな森林を保持し、それなくしてはイタリア帝國の美は完全に保たれぬ所の青葉の森を我國土の

山嶽に奪回すべく諸君の熱烈なる事業と執拗なる努力と以て實現せよ。」

「敢て再言する。余は荒れたる山々を緑の樹々もて覆ひ、父祖の誇りとせる森林を再び奪回せん決心である。祖國愛と森林愛に燃えるトレントの人々よ、余はこのメツセーヂを眞心もて、諸君に傳達したい。」

「長きに亘る旱魃の續く原因は、アペニン山脈の極度に荒廢せる故である。大森林の形成する廣大なる日覆ひがあつてこそ、そこより發する氣流が上層の水蒸氣を凝固せしめ、以て雨を降らせるのである。」

「新なる森林が氣象的效果を擧げるに至るには少くとも半世紀を要するであらう。植林政策は一日も忽緒に出來ない。全國土の徹底的開墾——これこそ黒シヤツ黨革命の覇業を後世に長く傳へる手段である。」

「永遠に波風絶えざる海はまづ措き、諸君は眼を先づ山に向けよ。山は我等の廣大なる平野の護り、イタリー半島の脊樑である。」

「對山地政策は既に着手されたり。」

「赤肌の山々は樹々をもて蔽はれ、森林義勇軍の努力によつて、着々植樹され、保護されつゝあり。」

「諸君の山を誇れ。山の生活を受せよ。都會生活の誘惑に負けるな。石とセメントの小箱の中に空氣と光線に飢え、空間の缺乏と汚れたる貧窮に喘ぐ大都會の生活に憧れるな！」

「諸君の數多くして且健康なる子供を誇りとせよ。強健の譽れ高きアルパイン種族の死滅は諸君にとつても國家にとつても最大の不幸なるべし。」

ムソリニは、制定した諸法律を強行し事業の實施を確實ならしむるため軍隊的精神、規律、技術的訓練を有する警官隊を作らんとして、まづ所謂國家森林義勇軍なるものを設立した。

現在これは總監によつて統率され、士官三二八八人、下士官三七七人、國民兵三〇二人、義勇兵二六三八人より成り立つてゐる。

士官及び國民兵の徵募は嚴重な詮衡を経て爲され、士官は一般技術及び農業科學の專攻者中より選拔され、それより更に、フロレンスにある國立高等農業研究所の訓練を経て、初めて現役に就く。

國民兵は一般より試験によつて選抜され、それより国立森林國民兵訓練所に入れられる。下士官はこれらの國民兵中より選抜される。

これら森林黒シヤツ黨の活動は實に其の期待にそむかざるものである。

統計によれば、イタリアの森林地帯は總面積約五、五四五、〇〇〇ヘクタールであり、うち三、五〇〇、〇〇〇ヘクタールは山地、一、七四〇、〇〇〇ヘクタールは丘陵地、残り三〇五、〇〇〇ヘクタールは平地である。

然しこのうち大部分即ち約五〇％は北部イタリアに、三〇％は中部イタリアに、残る二〇％は南部及び島嶼地方である。

其他に七、六〇〇、〇〇〇ヘクタールの牧草地、草地、荒蕪地があり、其うち四、〇八五、〇〇〇ヘクタールが山地で、二、四〇四ヘクタールは丘陵地、一、一一二、〇〇〇ヘクタールは平野である。

尙山地には三、四〇〇、〇〇〇ヘクタールの耕作地がある。

以上を以て見れば、イタリア國土は殆ど大部分山地であるにも拘らず、利用されてゐるのは

半ばにも足らず、且つ五、五四五、〇〇〇ヘクタールの所謂森林地も眞の森林に非ず、大部分は矮樹、叢木の類で森林と呼べるべきものは極く一小部分に過ぎない。

ファシスト政府の森林政策なるものが如何に老成なる事業であるか、森林義勇軍の任務が如何に重大であるか想像に難くないであらう。

これらの森林は大部分國地方自治體又は個人に屬するが、森林義勇軍の任務がこれら森林を極力保護することにあることは云ふまでもない。一九二九年に義勇軍は約六萬件の違反を摘發した。

あるひは國家、又は國家、地方自治體、州の間に作られたる組合の事業に指針を與へることも義勇軍の任務である。

組合は従來は地方の一部分に存在したのみであつたが、現在では殆ど全國に作られてゐる。義勇軍は、地方組合に屬する森林地の植林的な地のみならず、牧草地の培養にも種々方法を講ずる。

狩獵及び山地の河川湖沼の漁業の取締りも亦義勇軍の職務である。

御料林警備隊附屬の技術部士官のうち、停年に達せる者及び剩員となれる者も、義勇軍の中
央部に配屬せられる心から之に協力することゝなつた。

かくして、この方面に於けるファシスト政府の業績を従來の政府のそれと比較するならば、
一八六七年より一九二二年六月卅日に至る五十五ヶ年間に植林されたる土地は二六、二〇〇ヘ
クタール、山地の整理されたるものは一六、五〇〇ヘクタールに過ぎなかつたのが、一九二二
年より一九二九年六月卅日に至る七年間には、植林されたる地は五、八八四ヘクタール、整理
されたる山地は一五、二八三ヘクタールに達した。

而もこの數字には國有林の造林は包含されてゐないのである。

森林對策は年を追ふて益々見るべき業績を擧げてゐる。ゼネラル・アゴステイニがムソリニ
に提示した報告に依れば、この二ヶ年間に造林用を使用せる矮樹は七九、五〇〇、〇〇〇本、
同じく種子は五五七、〇〇〇キログラムであるといふ。

平野の用水施設及び泥土の堤防には、ポブラが盛んに植えられた。また山地の牧草地培養の
爲に、財政年度一九二八——二九年には八、七九四、〇〇〇リラが計上され——一九一七年よ

り二四年に至る五ヶ年間の平均支出額を超えること實に一五%である。これに對する國庫補助
は二、八六五、〇〇〇であり、其のうち一、二七一、〇〇〇リラは既に支出された。この額は
右の五ヶ年間に於ける平均補助額を超えること三九三%である。

かやうにファシスト國家は、地方自治體、組合及び個人に屬する森林及び牧地の保護、技術
的指導に任するが、國有林の管理にも同様に深甚の考慮を拂つてゐる。

廣大な國有林保有の必要は従來から盛んに提唱せられたところで、一九一〇年上院議員ルイ
ギ・ラヴァ・ジョヴァニ・ライネリ、及び故ルイギ・ルツアツテイの諸氏によつて法規の制定
を見、國有林計畫の基礎が初められた。

かくて國有林の管理は従來財政省に屬したが農業省内の特殊局に移され、森林も新に購入せ
られた。

従來は二一八、三二九ヘクタールであつたのが、ファシスト政府になつて以來次の如く二二
六、九三二ヘクタールに増加した。

森 林

一五〇、五二〇ヘクタール

牧草地、草地

一三三、五九二 同

荒蕪地

五二、八二〇 同

一五〇、五二〇ヘクタールの森林地帯一六%は雑木林で、その分布は次の如くである。

北部イタリア

五八、四四二ヘクタール

中部イタリア

二八、五四六 同

南部イタリア及び島嶼

六三、五三二 同

以上の地積は樹木以外には殆ど利用のしようのない廣大な山嶽地帯に比較するなら、なほ極めて僅少である。

かの森林義勇軍は國有林管理局にも動員せられて、國有林の保護監視其他一切の實務に携る。現存の國有林に付ては、森林の内外に管理事務所として家屋又はバラックを建て、道路を開き、電信、電話線を引き、製材設備、衛生設備を爲す等格段の改善が行はれ、ファシスト政府になつて國有林面積も絶えず増加して來た。これらの爲既に老大な資本及び森林収益が積み立てられてゐる。

個人の土地——綜合土地改良法によつて植林せられる筈のもの——で國有林として將來讓渡せられたものも尠くない。併し現在は所有者に一定の賠償をして國家が管理するに過ぎない。

かくて、他人の土地を借りて種を蒔き、植林し、やがて返却せねばならぬ事を知り乍ら、目先の収益をせめてもの當てとして——それも大抵は失望と時間と金の浪費とに終り、土地は益益荒れて行くのが常であつた——はかない努力を續けて來た人達の哀れなる夢想が、現實の計畫として、今やファシスト政府の手によつて實現されんとしてゐる。

現政府の山地政策の一としていま一つ特筆すべきは、かゝる「單一森林戦線」の方策である。既述の如く國有林の大部分は甚だ地味瘦せ不生産的である。

直接國家がこれらの地帯に手入れをして、森林義勇軍の努力が加へられることとなつた爲、森林の保護及び利用は今後盛んに爲されることであらうし、當然その収益は地方自治體を潤し、工業其他の産業も惠澤を受け、地方民の生活は向上し、愛林心も高まることであらう。

現に、カタンザロ州の四個の自治體に屬する森林六、〇〇〇ヘクタールが國有林として森林管理局の管理に移され、その収益は此等の自治體に交付されてゐる。

がとまれ、森林管理局は設立後日尙ほ淺く、一國の森林開發策としては極めて合理的なる施設ではあるが、實際に保安林として收益確保の實を擧げてゐるのは、最も重要な森林數ヶ所に過ぎない。

森林に關する法規としては、上掲の國有林管理局設立に關するもの、及び森林並に山地關係の改正令の他に、森林組合に對する國庫補助金の増額、山地帶の整理、山林管理局問題、アブルツチ及びグラン・パラデイソの國立公園問題、及び乾草地の整理等々に關する特別法規がある。

而してこれら法規は、例へば森林保全策の普遍化等の如く、必要に應じて適宜改正されつつある。

然し、此等の諸法規と綜合統一したものは前述する如くムソリニ法と稱せらるる綜合土地改良法であり、又農林に關する特設の次官局の制度である。

又右の法律と相並んで、當然緊密なる關係にある山地帶の整理問題も合理的造林の見地から漸時着手されてゐる。

これらを以ても知らるゝ如く、ファシストの森林政策は極めて合理的なる確たる目標を以て進められてゐる。

尙、山地居住者の主要生活資源たる小工業の發展にも政府は特別の考慮を拂つてゐる。

而して、現政府は地方人口の増加問題に殊更關心を有する關係上、此方面には實地調査研究が行はれて、やがて新條令の發布を見る筈である。

森林警護人及び労働者は從來はともすれば輕視され、他産業の労働者と混同され勝ちであつたが、現在では完全にその性質を認められて、別個の組合に組織されることゝなつた。其結果、當然労働條件は向上した。

樵夫及び牧羊者も現在では職業的誇りさへ有つてゐる。

この方面の労働條件が向上した爲、大小の工業も裨益する所多いことは云ふまでもない。殊に大工業は森林保有者及び林業關係者の組織によつて、林産物の販賣その他一般活動に大いに便益を得ることゝなつた。

現政府は又、樹木愛護心鼓吹の爲諸種の宣傳機關を統合し、新に國家森林委員會を設けた。

アーバー・デーの催しが復活せられ、児童の手によつて植えられた樹木の成長保護が奨励せられた。

ファシストの手に成る記念公園及び街路樹も委員會の名に依て大いに一般から尊重せられることゝなつた。

委員會は又同じ目的の爲に、映畫、刊行物、會議、展覽會、及び造林の實地教育等、あらゆる方策を盡してゐる。

その他にも種々計畫が實現されつゝある。例へばバシリカタ地方民は自ら或山地方の手入れに勞働奉仕を申し出た。これなどは、一般民の森林に對する興味が高まつたことを如實に物語るものである。

森林の復活に對するムソリーニの努力はかくして漸次諸外國の興味と關心を惹起してゐる。

第四章 原料政策

ヨーロッパの強國中イタリアは原料に最も缺乏した國である。恵まれたる氣候を有しながら、食糧すら國內需給に對して其の生産は十分でない。工業原料に至つては其の資源は更に貧弱であるイタリアに於て、金屬其の他の礦物の生産は僅少で、水銀、硫黃、硫化鐵、鉛、亞鉛、アルミニウム、鹽化加里を産出するが、錫、ニッケル、銅は殆ど外國よりの供給に俟ち石炭石油も殆んど皆無、ゴムの生産皆無、棉花、羊毛の生産も云ふに足らぬ。木材の如きも需要の大部分は外國よりの供給に依存してゐる。

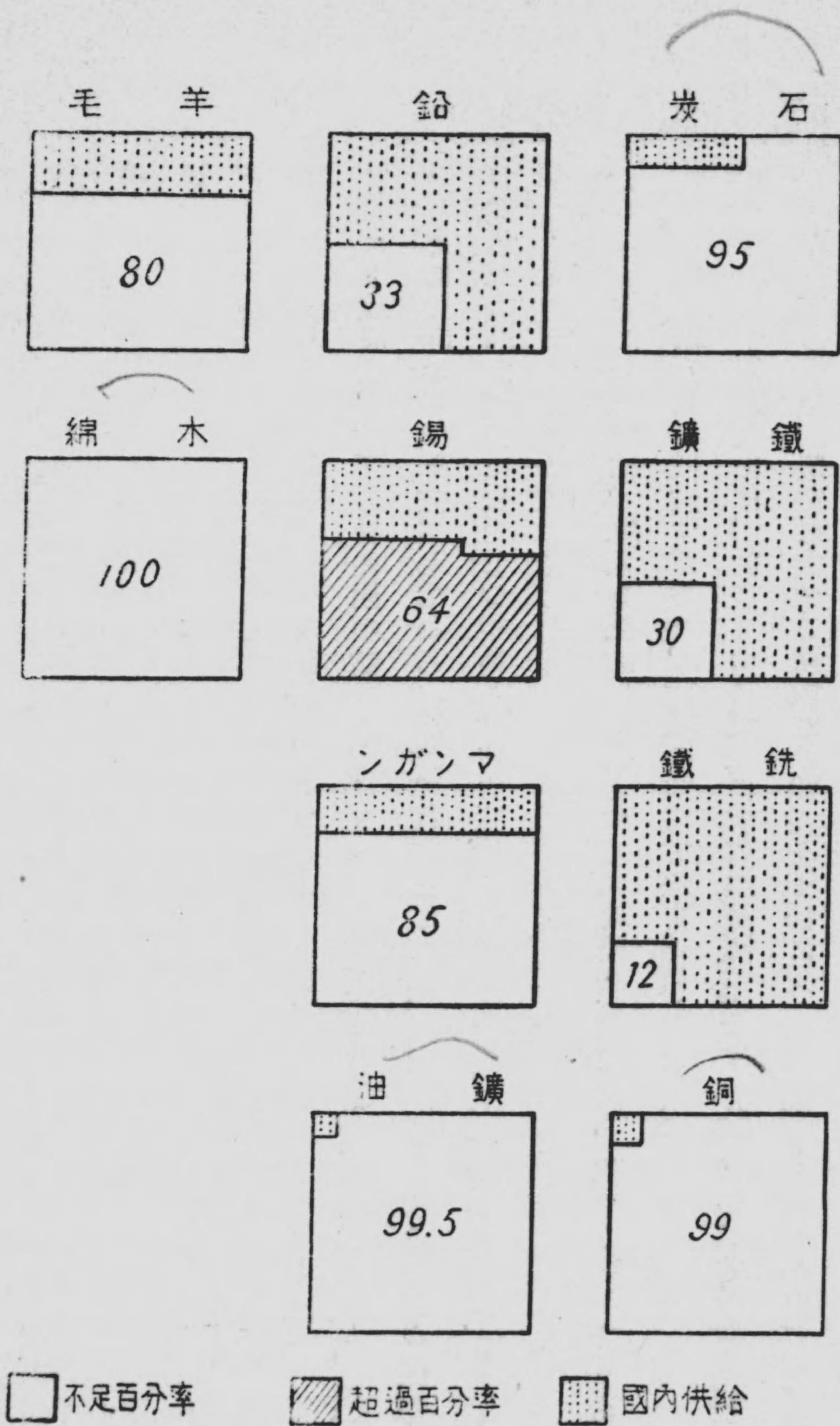
重要原料の世界生産に對する一九三四年度の生産比率は次の通りである。

鐵	鐵	〇・四
黃鐵	鐵	一〇・九
マンガン		〇・二
タングスタン		〇・三

る。ファシスト政府は此の點に付てはヨーロッパの工業諸國、就中ドイツ、アメリカの實例を深く學び取つた。

併し、アメリカに於けるが如き技術並に科學上の要素の不十分なイタリアでは十分な効果は勿論期待出來ないのであるが、それでも生産原價を引下げ生産額を増加することの相當可能であることも勿論である。

イタリアは、其の懸命の努力にも拘らず、近代産業に不可欠な原料の或る種のものに付てはどうしても、海外よりの輸入にまたざるを得ない。イタリアのアウトルキーは獨逸の如く完製品原料品を通ずる自給自足ではなく、完製品の自給を第一義として原料品の自給は副次的に行はるる現状である。國際通商の自由なる時代に於ては、勞働力の廉いことはかゝる原料窮乏を償つて餘りあるイタリアの強みを形成するのであるが、通商自由が漸次制限せられ、且又國際平和の危機が屢々顯現する時代に於て重要工業原料に恵まれざることは國の存榮上極めて重大なる缺陷としなければならぬ。従つて原料資源の追求が植民地獲得の形態をとるに至つた主原因を爲すのである。



(一) 鐵 鋼

イタリアに於ける鐵鑛、銑鐵及鋼の生産は、何れも世界生産中占むる地位は、極めて微少である。需給の關係を觀れば次の如くである(單位噸)。

	生産	輸入	輸出	需要	自給率
鐵 鑛	一九三四年 四三四	二九五	三二(?)	四五八	五九・六
	一九二九年 七一五	二七二	二五(?)	七三五	七二・九
銑 鐵	一九三四年 五二一	六〇	〇・〇二	五八〇・九	八九・七
	一九二九年 六七一	一七八	〇・〇五	八四八・九	七九・〇
鋼(塊及錠)	一九三四年 一、七二四	三七	—	一、七六一	九七・九
	一九二九年 一、七七一	二一	—	一、七九二	九八・八

即ち銑鋼共に略々自給の域に達してゐるのであるが、鑛石に於ては需要の半ばを自給するに過ぎない。百萬噸に近い屑鐵の輸入が行はれて銑鋼自給の樹立を見てゐるに過ぎないのであつて、其の基礎は極めて薄弱である。

一九三五年の鐵鑛生産高は五五萬噸、硫酸滓約四〇萬噸、銑鐵約五〇萬噸であつた。而して同年に於ける鋼材の消費高は二百四十萬噸で此の中二〇%強が國內の原料で生産されてゐるに過ぎないのである。

イタリアの主なる鐵山はエルバ島に所在し褐鐵鑛である。又 Val d' Aosta には磁鐵鑛床がある。鐵鑛資源の合計は一千万噸と見積られ含鐵分の平均は五五%である。其の他、最近に至り北部地方、エルバ島對岸本土上にも新資源が見出された。

イタリア鐵鋼業の目途する所は銑鐵の生産高を年百五十萬噸に引上げるに在るが、この爲には電氣爐に依る銑鐵の生産に硫酸滓を多量に使用し且國費を以て大々的に國內鐵鑛資源の探鑛を行ふこととなつてゐる。石炭の不足と銑鐵の生産費高とはイタリアの製鋼業にとつて一大難件となつてゐるが、然し水力と屑鐵の利用に依る此の國難は幾分緩和し得らるるに至つた。イタリア製鋼工場の生産能力は三百五十萬噸乃至四百萬噸と稱せられる。

一九三五年に於けるスクラップの輸入は九十九萬噸に達し、其の四〇%はフランスよりの輸入であつた。然し一九三六年中には、フランスからの輸出なく、これがため、北部イタリアの

製鋼工場は頗る困難に陥つた。イタリアの鐵鋼會社は屑鐵、銑鐵及耐火材の購入を目的とする

「Consorzio Nazionale Appropriamenti Materie Prime Siderurgiche」なる組合を設立し、本部をミランに置いた。又製鋼會社に於ては販賣割當及市價の決定と其の統制のため「Nuovo Unione Siderurgica Italiana」なる組合を設置した。之が爲一九三五年中イタリアの鋼材販賣價格は約二〇%の昂騰を示した。

(二) 石 炭

イタリアの工業が歐洲先進諸國に取殘されて、其の工業的發展が、全般的に見れば、著しく阻止されてゐる主要なる原因は、鐵礦其の他の重要資源が貧弱なることに起因することも勿論であるが、特に石炭、石油等の燃料動力資源に恵まれざることによる原因がある。

石炭の國內需要は年額千二三百萬噸に上つてゐるが、國內生産は其の一割にも達せず平常年に於ては七八十萬噸に過ぎないのである。

石 炭 需 給 (單位十萬噸)

年 次	産 額	輸 入 額
一九二九年	一、〇〇五	一一、四八一
一九三〇	八二五	一〇、五三一
一九三一	五八〇	一〇、三七〇
一九三二	六三〇	八、〇一七
一九三三	七八五	九、五六一
一九三四	七八二	一三、七三七
一九三五	九八八	一四、六〇三
一九三六	一、六二一	九、〇四四
一九三六 上半期	七四三	四、九〇二
一九三七 上半期	九二九	五、九四七

而も右の生産額中の約半額は褐炭である。褐炭の埋藏量は四億噸と稱せられてゐるが、質の

不良と生産費の割高のために経済的に採掘し得るものは僅小部分に過ぎない。

イタリアに於ける炭田としてはサルジニア、イストリア及ヴェネトの三地方、殊に前の二地方のものが重要であるが、近時ウンブリアにも良好なる褐炭資源が発見せらるるに至つた。

尙製鐵用骸炭の生産高も近時増加し一九三五年に於ては約百萬噸の生産を示してゐるが、尙略々同量の輸入を必要とする状態である。

斯様な石炭資源の不足はイタリア工業及運輸にとつて最も大なる苦痛とする所である。歐洲大戰直前に於て地理的條件の爲、イタリアへの石炭輸送は大部分海路をもつて行はれ、ドイツの石炭に付てすらその三分の二は海を通過してゼノアに送られた。而もイギリスよりの石炭輸入はドイツの九倍も多いのである。従つてイタリアはすべての石炭供給者だけでなく、海上運輸を妨げ得るすべての諸國にも依存してゐたのである。當時ドイツの専門家エルンスト・コングは次のやうに書いた。「イタリアは石炭飢饉に襲はれ、その結果單に全經濟生活が苦しめられただけでなく、著しく増加した海軍の石炭需要のためその海上での行動力まで疑問視されねばならなくなつた。ジョリツチのやうな三國同盟の政治家ですらそのことをよく知つてゐた。従

つてイタリアが晚かれ早かれ三國同盟を抛棄するだらうといふことは初めから分つてゐたのである。ウイーンとベルリンの外交家たちがこの三國同盟を曾て信じたといふこと自體が、一切の經濟的必然性に對する誤認に基づくものであつた。當然起るべきことは起つた。即ち一九一五年五月十八日イギリス政府は中立國への石炭供給を禁止する布告を發布した。一九一五年の五月二十三日にはイタリアはオーストリアに宣戰を布告したのである。」と。

一九三五年イエ紛争に基く戰時經濟體勢準備の第一着手としてイタリアは石炭管理を實施し、石炭供給の重大要素たる外國炭の輸入を政府の獨占に移し、其の配給を統制すると共に、國內資源の開発に、懸命の努力を拂つた。又政府は國內重要炭坑の合理的統一的經營の目的を以て一九三五年八月資本金五千萬リラのイタリア石炭會社 (ACCAI = Azienda Carboni Italiani) を設立し、イストリアのアルサ炭坑及びサルジニアのバク・アビス炭坑を經營せしむる事とした。

斯くして國內産炭高は一九三五年以後著しく増加し、三六年には石炭八十二萬六千噸、褐炭七十九萬五千噸に上つた。政府は近き將來に於て、四百萬噸の出炭を以て、國內需要の三分の

一を充足せしめんと目論んでゐる。製鐵用骸炭に就いても、一九三六年秋、ブラガノ骸炭製造所の新設せられるに及び、自給を可能視せらるるに至つた。

(三) 石 油

石油資源の缺乏も、石炭の場合と略々同様の關係にある。地質學者の主張や探査試掘のために政府が多額の經費を使つたにも拘らずイタリアでは、毎年數萬噸の劣等な石油を採取するが、それは全需要高の約〇・三%に過ぎない。

これが爲政府は、國內石油資源の計畫的探究及び開發のため資本金三億リラのイタリア石油會社 (AGIP Azienda Generale Italiana Petroli) を設置し、一九三三年七月より一九三八年六月まで五年間に、總額九千萬リラの國庫補助金を與ふることとした。

更にファシスト政府は、一九三五年末に石油管理を協同體省液體燃料局に集中して、石油供給確保の政策を強化した。併し乍ら右の如き努力にも拘らず、國內製産高は近年むしろ減退して、一九三六年には、一萬六千噸を出せず、従つて自國の石油精製業の發展を策すると共に、之が爲の國外原料資源の獲得に努力した。即ち其の勢力下にあるアルバニアに於て、石油探査

の絶對權を獲得し、其の石油資源の開掘の爲に、國內鐵道統制下に一九二五年七月イタリア、アルバニア石油會社 (AIPA = Azienda Italiana Petroli Albania) を設置した。又ルーマニアで石油利權を手に入れ、イラクの國際利權團の一員となつて居る。

官廳の計算に依れば、一九三六年にはアルバニアから二十萬噸の原油、ルーマニアからは約三十萬噸、イラクの利權からも四五萬噸の輸入を可能とした。斯くしてイタリアは自國需要の五〇%以上を利權原料に依つて充たす目途の下に、自國石油精製業の發展を策し、製油工場の建設を奨励した。殊にクラック式により殘滓油よりガソリンを抽出する設備の建設に對し特別の補助を交付した。

AGIP 所屬のポルト・マルゲーラ製油工場及びアキラ會社 ("Aquila" S. A. Tecnico-Industriale) 所屬のトリエスト工場は共に其の代表的製油工場であつて、前者は六十萬噸後者は三十萬噸の原油を處理する設備を有してゐると云はれてゐる。斯くてイタリア國內に於ける石油精製は次の如き發達を示し、一九三七年上半期に於てガソリンの生産高は十四萬噸に及び、一九三八年末までにはガソリン及び機械油の輸入より獨立せんとしてゐる。

石油精製高 (單位千吨)

	燈油	ガソリン	機械油	ガスオイル	重油	合計
一九二九年	一六・二	二〇・七	一八・二	三・五	八・九	六七・五
三〇	二七・〇	八三・三	一六・三	一六・〇	三三・二	一七五・八
三一	二三・五	一三二・六	一七・八	一七・二	九三・五	二八四・六
三二	三二・六	一五六・九	二一・九	二三・四	一二七・五	三六二・三
三三	四二・二	一六三・〇	二五・一	二二・六	一三八・八	三九一・七
三四	三七・九	一二五・八	二一・〇	二七・三	七一・三	二九三・三
三五	四九・九	一〇三・一	二四・三			
三六	一四・三	一三〇・四	二〇・四			

一九三四年の石油製品の生産高が著しく減少したのは、イタリアへ自己の石油製品を賣り捌かんとする世界トラスト側からの猛烈な競争の結果である。
イタリアの石油製品の輸入は次の様な數字を示してゐる。

石油輸入額 (單位千吨)

	原油	油	機械油	燈油	ガソリン	重油	合計
一九二九年	五九・八	八三・四	一六一・六	三八六・八	五九〇・〇	一二八一・六	
一九三〇年	九六・四	八四・五	一五六・五	三八九・八	七〇五・五	一四三三・一	
一九三一年	一〇一・五	七三・〇	一四七・五	三六七・一	八〇四・二	一四九三・三	
一九三二年	一二七・二	六六・五	一四五・四	三二四・九	八三四・五	一四九八・五	
一九三三年	一三五・二	六六・九	一三七・二	二九一・三	一〇八〇・七	一七一一・四	
一九三四年	一四二・九	六五・七	一五〇・四	三四八・二	一一二二・五	一八二九・七	
一九三五年	二二〇・〇	八九・九	一五四・五	三六六・五			
一九三六年	三〇〇・八	五四・七	一一二・六	二〇九・九			

即ちこの表によれば、イタリアは外國の石油製品に依存すること極めて大であつて、其の輸入高は年々増加してゐるのである。従つて石油の海外依存から解放されることの極めて至難であることは容易に看取出來るのである。故に石油製品の輸入は割當制の支配を受けないで特別

の法令によつて統制されてゐる。

政府は一方かゝる國內自給の期待望み薄である處から、代用燃料の生産に努力し、A G I P、A I P A、兩社とイタリア隨一の大コンチエルンたるモンテカチニとの共同出資により、資本金五億リラ（一九三七年七月四億リラより五億リラに増資）の人造燃料會社（ANIC=Azienda Nazionale Idrogenazione Combustibili）の新設を實現した。

かくてラグーサには既に油母頁岩を原料とする採油工場が存立するのみでなく、バリ及びリヴォルノの二個所に石炭液化工場が建設せられ、之から夫々年産十二萬噸のガソリン生産が期待されてゐる。

又ガソリン混用材料としてのアルコール製造が著しく助長せられ、政府は一九三七年に四萬一千噸のアルコール混用を企圖してゐる。

（四）金屬原料

アルミニウム、亜鉛、鉛、水銀、硫黃の各種資源は比較的豊富であるが、銅を始め其他の金屬原料に至つては殆ど全部輸入に仰ぐのである。

一九三四年度の數字に付て各種資源の需給を示せば次の通りである。（單位噸）

	生産	輸入	輸出	差引需要	自給率(%)
銅	三二五	七〇、七七三	六、二九七	六四、八〇五	〇・五
鉛	四一、九五〇	四四、〇八三	四、九〇二	八一、一三一	五一・七
亜鉛	四二、六七二	一五、〇五〇	三六、三四二	二一、三八〇	一九九・六
錫	—	四、二三七	二八	四、二〇九	—
クロム	—	五一〇	四七	四六三	—
コバルト	—	一五	—	一五	—
マンガン鐵	六、九四〇	六五、五七一	五八〇	七一、九三一	九・六
モリブデン	—	九六	—	九六	—
ニッケル	—	一、九五二	一四二	一、八一〇	—
タンゲステン	—	八	七〇	—	—
ワナヂウム	—	四八	—	四八	—

金屬の探鑛に付ては政府は採算に捉はれず多額の國費を投じて、其の發見に努力した。フランス政府の特異なる制度が斯る方策の實施を容易ならしむることは言ふまでもない。

中部イタリアの火山地帯には、黄鐵鑛、マンガン鑛の產出を見る。銅は未だ極めて少額ではあるがトスカナ、サルチニア等に發見されてゐる。

鉛は主にサルチニアに產するが、トレンチ、ヴェネチア、ロンバルディア、トスカナ等にも產する。將來國內需要を充足して海外輸出の可能性ありと稱せられる。

亞鉛に付ても亦同様の事が謂へる。サルチニア、ライブル、アルペン北部峽谷のベクガモ、ヴィセンツアに發見されてゐる。

イタリアはボーキサイトには恵まれてゐる。將來は相當量の輸出が可能であらう。主としてイストリに發見されてゐる。

水銀はスペインと共に世界市場を獨占してゐる。水銀はイドリア、アマタ山より產出する。硫黃の豊富な埋藏がシシリに發見されてゐる。アンコナ州、ペサロ、フォリ、ネアベル、カタンツアロにも產出せらる。

一九三五年十二月四日の閣議に於て鑛山活動の統制及金屬類使用統制の方策を決定し、之が實施機關としたイタリア金屬鑛會社 (Azienda Minerale Metalli Italiani) を新設した。

(五) 纖維原料

纖維工業はイタリアに於ける代表的工業であつて輸出貿易額の三割を占める地位に在る。茲にもイタリアが工業國としての若さが表徴されてゐる。然し此の重要工業と生絲を除けばその原料の棉花、羊毛は一〇〇%に海外よりの輸入に俟つ。一九三五年に於ては綿業關係品は六億五千萬リラの輸入に對して三億九千三百萬リラの輸出、又羊毛關係品は三億八千六百萬リラの輸入に對して一億八千一百萬リラの輸出である。

政府は斯様な原料海外依存の状態より離脱するが爲に人造纖維の助長政策を強化し、人絹業の發達を奨励すると共に綿製品及羊毛製品に對するステープル・ファイバーの混用を強制し、その混用率は四〇—五〇%と稱せられてゐる。

ステープル・ファイバーは大部分スニア・ヴィスコサ會社によつて供給せられてゐる。一九三四年同社の人造纖維生産高九萬噸の中人絹四萬噸、スフ五萬噸である。併し乍ら人絹及スフ

の原料として將又イタリアとして相當重要な工業であるパルプの相當量を海外よりの輸入に俟たざるを得ない次第で即ち纖維工業の原料は純然たる獨立を期し難いのである。唯此の間にあつて、カセインより抽出する人造纖維ラニタールは近時著しく發達したことは、其の原料獨立に好望を示すものである。カセイン供給のためには八つの特殊工場が存立し其の内最新の一工場の如きは日々七千五百頭の牛乳よりは四噸半のカセインを供給するものであると言ふ。

纖維原料生産高(單位千噸)

	一九二九年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
人造絹絲	三二、三四二	三八、九〇六	三八、八八一	三九、〇一二
植物性人造纖維	—	九、八〇四	三〇、七〇〇	四九、九四一
動物性人造纖維	—	—	—	二七六
人絹屑	—	二、三三七	二、七七六	三、〇一〇
計	三二、三四二	五一、〇四七	七二、三五六	九二、二四二
生絲	—	三、一二四	二、九八二	二、八一二

不足資源たる羊毛は主として濠洲(一九三四年度輸入量の四四%を占む)、アルゼンチン(同じく二一%)及南阿聯邦より輸入されてゐるから、伊土戰時經濟制裁の發動のために、南米諸國よりの輸入は増加したものと考へられるが、政府は國內需要の約二割に相當する國產羊毛を軍需充足の爲徵發することとなし、一九三六年二月十四日附「イタリア國產羊毛買収及配給法」を公布した。本法の内容を摘記すれば左の通りである。

第一條 一九三六年中ニ剪刈シタル國產羊毛ハ其ノ品質及種類ノ如何ヲ問ハズ軍需品トシテ之ヲ陸軍當局ノ徵發ニ備フベシ徵發セラレタル羊毛ノ配給ハ各軍需品供給ノ必要ニ應ジ商工業聯合局當局ト協議ノ必要アラバ之ト協議ノ上、羊毛委員會(一九三四年四月十四日附緊急勅令ニ依リ設立)ニ於テ之ガ統制ヲ爲スベシ

第二條 羊毛生産者ハ羊毛剪刈シタル羊毛ノ數量及其ノ貯藏場所ヲ所屬管轄ノ陸軍經理部ニ届出ヅルコトヲ要ス

第三條 一九三六年中ニ剪刈シタル羊毛ヲ所持スル者ハ陸軍當局布告ニ依リ決定セラレ、各市町村長ニ依リ告示セララルベキ期限内ニ陸軍經理部所屬ノ羊毛集配所ニ其ノ所有羊毛ノ全

部ヲ讓渡スルコトヲ要ス

第五條 國產羊毛ノ買收値段ニ清淨セラレタル純羊毛ヲ標準トシ其ノ種別ニ應ジ一九三六年
四月中ノ同種類ノ外國產羊毛ノ時價相場ニ依ル平均値段ヲ基準トシテ之ヲ定ム(以下略)

第六條 本令ノ目的タル羊毛ノ評價ハ特別評價委員會之ヲ行フ特別評價委員會ハ陸軍經理部
代表者一名(委員長)及技術家三名ヲ以テ之ヲ構成ス、技術家三名ノ中二名ハ羊毛委員會
及織物商フアシスタ聯合會ヨリ各一名ヲ任命シ、他ノ一名ハ農業經營者フアシスタ聯合會
ト農業從業員フアシスタ聯合會ト協議ノ上之ヲ任命スベシ

第九條 第六條ノ特別評價委員會ノ作業ヲ全般的ニ指導シ且調整スル爲陸軍省内ニ羊毛徵發
中央委員會ヲ設立ス、委員會ノ構成ハ陸軍省代表者一名委員長、農林省代表者一名、組合
省代表者一名、外國爲替統制局代表一名、羊毛委員會代表者一名、農業經營者フアシスタ
總聯合代表者一名、農業從業者フアシスタ總聯合代表者一名、羊毛工業フアシスタ全國聯
合代表者一名、織物商フアシスタ全國聯合代表者一名ヲ以テ組織ス

第十條 (罰則) 及**第十一條** 省略

(六) 水力電氣

石炭資源に恵まれぬイタリアが、近代工業の動力源として、將又近代科學工業の原料として、
水力電氣の發達に其の力を傾倒することは必然の徑路である。事實、水力の利用は、穀物鬭爭
と並んでファシズム綱領の最も重要な事項であつた。

イタリアの發電電力の九七%は水力發電であつて、水力發電量はフランスの二倍、ドイツの
三倍に相當する。次の表はイタリアの水力發電の列強に對する地位を示すものである。

列強發電力量(單位百萬K·W·H)

國名	年度	火力	水力	合計	水力比
アメリカ	一九三四	五六、八七八	三四、〇三三	九〇、九一一	三七・四〇
イギリス	一九三一	一五、八七一	四一二	一六、二八三	二・五三
ドイツ	一九三三	二一、五三二	四、〇九〇	二五、六二二	一六・〇〇
フランス	一九三三	八、二四一	六、六六五	一四、九〇六	四四・七〇
ソ聯	一九三四	一四、〇五四	二、四一五	一六、四六九	一四・七〇

日本	一九三四	二、九九四	一五、八〇〇	一八、七九四	八四・一〇
イタリア	一九三四	三二四	一一、五六〇	一一、八八四	九七・三〇
カナダ	一九三四	三二八	一九、〇〇〇	一九、三二八	九八・三〇

イタリアの水力源は主として北部地方である。スイスとポー平野との接觸地點を除いて、イタリアの北部國境は分水嶺の線を走つてゐる。かくてアルプスの峻嶺は此の國に貴重なる水力源を恵んでゐる。此の動力は夏には最高潮に達し、冬期に於ける水力の減退は、短かくて不規則ではあるが、アペニン山脈の諸河川に依つて補充せられる。

一九三四年の發電電力を地方別に觀れば次の通りでその大部分は北部地方の發電に係る。

地方別水力發電（一九三四年單位百萬K・w・H）

北部	八、四三八
中部	二、三九八
地中海方面	六九五
諸島	二三三

計 一一、七六六

一九一三年に於けるイタリアの動力消費は八三%が石炭、二%が石油、一五%が水力で充足されてゐたが、一九二七年には、水力はすでに三六%を充たすに至つた。一九三三年の消費電力の配分は次の如くである（單位百萬K・w・H）。

電燈及家庭電化	一、一二〇	一一・〇%
電氣化學電氣冶金	二、六六六	二八・六%
運輸	八八四	九・五%
動力及工業	四、六四六	四九・九%
計	九、三二七	一〇〇・〇%

今やイタリアの全發電所は一つの高壓送電線によつて一つの統一網に集結せられ、アルプスからシシリアに到るまで單一の送電が行はれてゐる。

石炭に代る水力電氣の利用はファシスト政府の努力の對象である。水力電氣の販賣は一九二二年から一九三五年までに二倍に増加した。

國有鐵道の電化はかゝるファシス政策の現れである。ファシズム最初の十年間に於て國鐵の電氣使用は八千五百萬KWHから四億KWHに増大した。一九三三年には全線路の一三%が電化され、だが一九三五年エチオピア遠征終了後に於ては十二億リラが電化のために計上せられ、今や、鐵道全體の六〇以上%にのぼる幹線が全部電化された。

鐵道電化一（一九三六年末單位杆）

	總延長	電化延長	電化割合(%)
全鐵道	二二、九六〇	五、一二〇	二二
國有鐵道	一六、八九〇	三、三七〇	二〇

かくて、石炭、鐵、蒸氣力が古き先進諸國發展の精髓をなしたのであるが、新進イタリアはアルミニウムと電力を以て新時代の繁榮の基調とすべく努めつゝある。

一九三六年イタリアの水力施設は百二十億KWHの電力を供給したが純技術的な點から見れば六百億KWH即ち現在の五倍の生産は尙可能と見られ、其の前途は未だ洋々たるを思はしめる。

第五章 勞働政策

生産を擔當する二つの要素、雇主と勞働者との職業組合が法律上確認せられ、國家の監視の下に之と協力して社會構成の基礎を爲してゐることは前に述べた。ファシスト勞働政策は右の構成の上に立つて、團體勞働契約と勞働裁判所とを確立し、他面同盟罷業と工場閉鎖とを禁止した。併し乍ら其の勞働政策の主眼とする所は、勞働爭議を解決すべき制度を創立するよりも、むしろ爭議そのものの發生を不可能ならしむる點に在る。

(一) 團體勞働契約

團體契約の起源は云ふ迄もなく、契約締結上經濟上の弱者たる個々の勞働者を擁護して、雇主との間に公正なる契約締結を行はしめんとするものである。

ファシスト政府樹立以前に於てもイタリアには團體契約は存立したが、此等は委任若は事務管理の法理に基くものと解せられ、個人契約に優越する團體契約は法的に確立されてゐなかつたものである。ファシストの法制は、ソヴェトの法制と同様に、團體勞働契約を以て、勞働條

件規正の有効なる手段として取上げたのである。

一九二六年の職業組合法に依つて、労働契約後は労働者側許りでなく、雇主側にとつても團體的となつた。即ち此の團體契約なるものは一の標準契約であつて、個人契約は之に準據すべく、之に反する個人契約の内容は無効とせられ、労働者の地位の改善に寄與する限りに於て變更が許容されたのである。

労働憲章は團體契約の重要性を、第四條に次の如く規定した。

「生産の要素間の連帶は團體労働契約の中に具體的に表現せられる。雇主、被傭者間の利害の調整と双方が生産上のより高き利益へ從屬することによつて。」

又第十一條第一項には、

「職業組合は自己の代表する雇主團及被傭者團間の労働諸關係を團體契約によつて規正する義務あるものとす」

同じく第二十一條には更に附加する。

「團體労働契約は其の恩惠及規律を家内労働にも亦延長するものとす」

團體労働契約は憲章第十一條に依れば、特に、規律方法、見習期間、報酬額及其の支拂方法、労働時間を規定すべきものとされる。一九二八年五月八日の勅令に依れば、此の外に、週休、年休暇、不可抗力に因る解雇、疾病及兵役、國民義勇軍服務の場合の待遇、工場移轉の場合に付て約款を定むべきこととした。

團體労働契約の締結は書面に依り且職業組合代表者に依つて調印せらるることを要する。締結する組合の上級組合は右の契約の認可權を有する。地方的の契約は縣廳へ、數縣に渉るものは協同體省に登録し且縣公報又は官報に掲載せらるべきものであつて、此の事は契約の效力發生要件を爲す。

契約締結に當る組合は又其の契約の遵守に付て責任がある。

(二) 労働賃金の決定

團體労働契約の要點は労働賃金にある。ファシズムは労働賃金の決定に付て如何なる原理に立脚するものであるか。

労働憲章に依れば、労働者は經營者の協力者であつて、労働の單なる提供者ではない。從

つてファシズムは、企業の運命と、之に協力する者の福祉との間には緊密なる関係がなければならぬとする。

労働憲章第十二條は賃金決定の機關と其の決定の標準とを明にした。

第十二條

職業組合の行動、協同體の調停及労働裁判所の裁決は何れも、賃金が正常の生活

要求、生産の可能性及労働の成果に調和すべきことを保證するものとす。賃金の決定は、一般的規定に依らず、團體契約當事者の一致に依り定むるものとす。

即ちファシズムの賃金は正常なる生活要求なるものが賃金の最低限度を決定し、他方生産の可能性が賃金の最高限度を規定するのである。而して右の限界内に於て決定せらるる具體的賃金は労働の成果に依つて定まる。併し乍ら其の決定を法規に依つて定むることなく具體的事情に即應するが如く、團體契約に依つて定むるを適當なりとした。

(三) 同盟罷業及工場閉鎖の禁止

同盟罷業が労働組合にとつて其の要求を貫徹する上から最も有效な手段であることは論がなからぬ。之が政治上に利用せられ、他面之に依つて生ずる生産上の損失並に労働者にとつても必ず

しも利益を齎すものでない事實を考ふるとき、此處に雇主の對抗手段たる工場閉鎖と共に之に對應する國家の措置を必要とする。

諸國に於ける之が對策の動向は不干涉主義より、任意調停、更に強制調停より罷業禁止へと進んで來た。

ファシストイタリアに於ても、當初は時に罷業を奨励した事もあつたのであるが、一九二六年の職業組合法の大改革に當り、同盟罷業及工場閉鎖を禁止するに至つた。

強力國家、生産主義、労働の社會的義務性公益の私益に優越すること、凡そ此等の理念は、生産者——それは雇主と労働者との双方を含んで——が勝手に其の業務を休止することを許容しないのである。國家は労働裁判所を設けて團體爭議の解決に關與するのである。

(四) 労働裁判所

本制度は、國家の労働問題關與の一形態である。國家の裁判が階級の自衛に代つたのである。労働裁判所は一九二六年の職業組合法に依つて創設された。労働憲章第五條は労働裁判所に付て次の如く述べてゐる。

「労働裁判所は協約其の他の現存規定の遵守に關すると、將又、新なる労働條件の決定に關するを問はず、全ての労働爭議を解決する爲に國家が之を通じて干渉する機關なり」

労働裁判所は團體労働契約に關する總ての紛争を管轄するものであるが、個人的労働契約に關する紛争は通常裁判所の管轄に屬し、其の控訴に付てのみ労働裁判所の管轄とせらるるのである。

労働裁判所は全國十六の控訴院の各々に特別部を設けて組織する。其の構成は判事三名に配するに、生産及労働に關する二名の専門家を以てする。右の専門家は縣經濟會議の調製する名簿中より控訴院長が毎年選任するのである。單なる代表者ではなく票決權を有する裁判官である。

労働裁判所に對する訴權は左の三者に制限せらる。

(イ) ファシスト公認職業組合

(ロ) 控訴院長の任命する特別代訴人——右の公認組合が存立しない地方に限る。

(ハ) 公企業省——事件が公共利益に關係ある場合に限る。

訴權の行使に付ては労働憲章第十條に定むる如く「協同體が先づ調停を試みたる後に非ざれば労働裁判所に出訴することが出來ない」

労働裁判所の判決の規準に付て一九二六年四月三日の法律第十六條は次の如く規定する。

「労働裁判所としての控訴院は現行契約の適用の場合にありては、契約の解釋、施行に關する法律の諸規定に依り、労働に關し新に制定を要する諸條件の場合にありては、衡平の原則に基き雇主と労働者の利益を調和せしめ、且すべての場合より高級な生産の利益を確保するやう判決すべきものとす」

右の規準に基き判決が一度確定すれば關係産業部門の全ての雇主及労働者に對して、法としての效力を及ぼすのである。

右の判決に對しては公示後十五日以内に大審院に對して上訴が認められる。尙確定判決も事情の重大なる變更が生じた場合に於ては當事者又は公企業省が其の修正を求め、裁判所に於てこれを妥當と認めた場合に於ては修正が行はれる。

第六章 爲替及貿易政策

イタリアが重要な工業原料資源の極めて貧弱であり、又食糧品に付ても年々多額の輸入を示しつつあつたことは前に縷々述べた通りである。資本輸出の國でなく又一方海外移民の送金も近時多くを期待出来ないイタリアにあつては、商品貿易勘定が國際收支の上に決定的因子を爲すことは固より當然である。然るに商品輸出に依つて輸入をカバーし得る割合は一九三一年を界として漸次下降状態を示し一九三四年に入り著しく減少してゐることは次の如くである。

一九二八年	六八%
二九年	七〇
三〇年	七〇
三一年	八八
三二年	八二
三三年	八一

三四年

六八

一九三四年に於ける入超額は前年度の約十四億リラに對し、二十四億リラの巨額に上り、従つて右の割合も前年度の八一%から僅に六八%の低率に降つた。加ふるに貿易外の收入たる海運收入、移民送金、觀光客收入も不況の爲著しく減じたために、金保有高に於ても一九三三年末の七十億リラより一九三四年末の五十八億リラに實に十三億リラに近き流出を見るに至つた。

是に於て政府は一九三四年五月二十六日附大藏省令を以て外國爲替管理令を公布した。本令に依り、商工業上の實際的必要又は外國に旅行するために必要ある場合の外は、外國爲替又は外國通貨に關する取引は禁止せられ、外貨證券を外國又は國內に於て所有する者にはイタリア銀行に登録することを要しイタリア銀行をして其の移動の監督を行はしめることとなると共に海外に保有する分に對しては印紙税を課せられることとなつた。本令の内容は之を要するに、海外への資本の流出を抑止し、外貨證券の國內保有を増加せんとするものである。

然るに正貨準備率は依然として低下し続け同年六月末の四二・四%から十二月末には四一・三%と正に最低準備率の四〇%に迫つた。之が爲に金の密輸出と輸出業者の輸出品代金を海外

に留保せんとする傾向を促し、資本の逃避は更に甚だしきを加へた。宛も當時東阿に紛争激化の兆のある際でもあり、政府は十一月二十六日イタリア銀行の公定割引歩合を三分より四分に引上ぐると共に、十二月八日附を以て對外債權讓渡、外貨證券の申告竝に爲替取引に關する緊急勅令を發し爲替管理を強化すると共に對戰準備としての海外支拂手段の動員準備を命じたのである。

本令の内容の主なる點は次の如くである。

(イ) 伊國民及法人にして、現に海外にクレジットを有する者はイタリア銀行を通じて外國爲替管理局に申告し、同局の要求あり次第、其の日の相場を以て同局に讓渡するを要する。

(ロ) 外貨拂證券に關しても發行地又は保有地の内外を問はず一九三四年末までにイタリア銀行に申告するを要する。

(ハ) 輸出商品の對價たる正貨、債權其の他の支拂手段は爲替管理局に讓渡するを要する。

(ニ) 外國爲替管理局に於ては海外支拂業務を開始し、在外小切手等の取引利用を行ふ。外國證券及外國に於て發行せられたる伊國證券の輸出に付ても同様である。

更に十二月十五日附の命令を以て、前記五月二十六日の爲替管理に關する大藏省令の一部を改正して、資本の海外逃避を更に嚴戒する爲の次の手段を實行した。

(イ) イタリア本國領土内に於て支拂はるべき銀行券、小切手、手形及リラ貨證券の輸出は總て相手先竝に其の形式如何を問はず之を禁止する。

(ロ) 海外旅行者の携帶を許與せる紙幣額を五千リラより二千リラに引下げる。

右の様な嚴重なる爲替の管理と動員とに依つて政府は約十億リラに上る對外支拂手段を取得することが出来ることとなつた。一九三四年十二月十日より一九三五年二月二十八日まで二十億リラの對外支拂を完了したと稱せられる。

斯る嚴格なる爲替管理は要するに巨額の輸入超過の決算を目的とするものであるから、其の根本に於ては貿易そのものの統制を實行するのなれば其の目的を達しないのである。

右の如く一九三四年中には二度に亙り爲替統制令を實施した外に、特殊商品に對する輸入制限乃至割當制を實施して來たのであるが、一九三五年に入つては、更に二月十六日附大藏省令を以て貿易の全面的な輸入許可に依る統制を行ふに至り更に同年三月一日附の清算的商品輸入

に關する省令を施行して、イタリアの貿易管理は次の三つの態様をとるに至つた。

(イ) 二月十六日附省令附表に記載する商品輸入割當量基準 (前年度輸入量) の十%乃至三十五%を許可する (尙此の割當率は四月以降若干緩和された)。但し原料及半製品の如き季節的に購入するものは各四半期毎に其の輸入數量を決定する。

(ロ) イタリアと清算協定を締結せる國に對する輸入許可

(ハ) イタリアよりの輸出を以て相殺される私的コンベンションに依る割當量以上の輸入許可

入許可

即ち右に依つて輸出を伴はざる輸入量を抑制すると共に商品對商品の輸入を認容擴大せんとするものである。

右の貿易政策に基いてイタリアは一九三四年以降各國との間に清算協定を締結した。締結の日附順に列擧すれば次の如くである。

ドイツ	一九三四・一〇・一
年	
スキス	一九三五・一二・一〇

アイスランド	一九三六・四・一
チエコスロバキア	一九三六・七・一五
フランス	一九三六・七・一五
ポーランド	一九三六・七・一五
リトアニア	一九三六・九・二二
フィンランド	一九三六・一〇・一
ブルガリア	一九三六・一〇・一
ベルギー	一九三六・一一・三
イギリス	一九三六・一一・一六
ギリシヤ	一九三六・一一・一六
ハンガリー	一九三六・一二・一
オランダ	一九三七・一・一
トルコ	一九三七・一・一

ポルトガル	一九三七・一・一
ルーマニア	一九三七・二・一三
ラトヴィア	一九三七・二・一五
デンマーク	一九三七・七・九

又私的コンベンションに依る輸入許可の審査機関としては一九三五年三月十四日フアシスト貿易協會が設置せられ商工會議所と協力して申請許可の採否を決定した。又爲替及輸入の總括的統制を實施する機關としては一九三五年五月十八日外國爲替管理官 *Sovra intendente* *allo Scambio delle valute*) が新設せられた。外國爲替管理官は貿易獨裁官であつて、海外物資購入の決定、輸入品の指定、金融方法等の重要な任務を行ひ、外國爲替管理局よりは必要なる報告を接受したのである。

右の如き輸入制限に應じて之が國內各生産部門に對する配當を適正ならしめるために外國爲替管理官は次の管理委員會に其の任務を委託し、各委員會は夫々の生産部門内部に於ける必要量と之が國民經濟に及ぼす影響を考慮して配當を決定した。各委員會は勞働者及事業主の全國

總聯合の推薦に基き協同體省大臣の任命する所であつて委員會は次の如く分れてゐた。

- 一、動物性及植物性油脂
- 二、植物性纖維
- 三、鐵鑛、スクラツプ
- 四、非鐵金屬鑛及金屬
- 五、機械器具
- 六、石炭
- 七、皮革
- 八、ゴム
- 九、パルプ、紙及人絹
- 十、其の他雜品

棉花、羊毛、穀類に付ては夫々の協會に依つて既に輸入量の決定、原料確保に必要な方策の決定並に運用の任務に課せられてゐたので茲では委員會の設置を見るに至らなかつた。

然るに伊エ戦準備の進捗と共に軍需資材の需要緊切なるに對し六月以來英米の銀行團は信用ポイコットの態度に出た爲に政府は石炭、コークス、銅、錫及ニツケルに付ては其の購入を容易ならしむる爲に七月二十八日附の命令を以て其の輸入を政府の獨占とし、國有鐵道補給部をして其の管理を行はしむることとした。

又輸出貿易の不振に因る爲替取得の困難を緩和する爲七月一日よりは三%の輸入税を賦課し、十月十八日には生絲輸出強制命令なる破天荒の措置に出でた。即ち一九三四年度及それ以前に外國より輸入し又は國內に於て産出せる繭を以て製造したる生絲及絹製品は本年末までに之を外國に賣却するを要し、賣却未済のものは一九三六年一月一日以降政府に於て時價の一割引を基準として買収する権能を有することを明にした。政府は此の強制輸出命令に依り、約一億リラの爲替を取得せんと企圖したものであると報ぜられてゐる。

然るに一九三五年十一月十八日聯盟參加國の殆んど全部は聯盟規約の命ずる所に依り對伊經濟制裁を斷行することとなつた。後章改めて述べる通り此の對伊經濟制裁の内容は、對伊武器輸出の禁止及戰爭資材としての原料の輸出禁止に止まらずイタリアの支拂能力を弱化せしむる

爲制裁參加國は金融斷行を行ひ、清算協定を解消する等凡ゆる直接間接の對伊信用授與を禁止するに至つた。

〔茲に於てイタリアは之が對抗策として一九三五年十一月十一日附を以て戰時貿易管理令を公布し、同月十八日より實施することとした。〕

戰時貿易管理令の内容は略々次の如くである。

輸入に付ては主要農産物及其他原料一九七品目に付ては特別許可を要することとし、制裁非參加國又は之に準ずる國よりの輸入に對しては前年度を基準として一定割合の輸入を許可し又銅、眞鍮、金及銀貨、竝に文書類は無制限輸入を認むることとした。

制裁參加國よりの輸入決済に付ては外國爲替管理局にリラを以て拂込み、同管理局は此の拂込金を封鎖無利息勘定に置く、別に外貨拂の協定のある場合には、拂込は伊國リラ貨にて満期日又は支拂期日に於ける爲替相場に依つて行ふ。但し正式に認められたる清算協定に従つて輸入せらるる財貨に付ては右の規定は適用しないのみならず外國爲替監督官に於て特別の規定を爲した場合も等しく適用されない。

輸出に付ては農産物、鑛産、工産等に互り十六品目の輸出禁止品を定めた外制裁参加國への輸出に付ては、外國爲替監督官の特別命令に依り次の場合に限つて許可せらるることとした。

(イ) 財貨支拂の勘定が輸出業者の爲に開かれてゐる場合

(ロ) 代價が既にイタリアにトランスファーされてゐる場合

(ハ) 特別なる許可が外國貿易協會、國立蠶絲協會、羊毛委員會、イタリア棉業協會より發せられてゐる場合

(ニ) 輸出禁止品目にして特に税關監督局長の許可を爲せる場合

又ブルガリア、チエツコスロバキア、ユーゴスラヴィア、ノールウエー、オランダ、イギリス、ルーマニア、スエーデン、トルコの諸國とイタリアとの清算協定は停止された結果、此等の諸國に對するイタリアよりの輸出は特別許可を必要とするに至つた。

戦時貿易管理令は之を要約するに、制裁参加國よりの輸入決済に付ては無利子の封鎖勘定を設けて、リラの外國流出を防止し、又決済手段が外國貨幣を以て行はれる場合にもリラ貨に換算して拂込を爲さしめるのであるから、輸入業者は制裁参加國との取引に支障を來すに至る次

第である。之に對しドイツ、オーストリー、ハンガリー及アルバニアは百分輸入の特典が認められてゐる。又イタリアより制裁参加國に對し輸出する場合は原則として外貨取得を確實なる方法に於て行ふことを努めたのである。

更に一九三五年十二月三十日の經濟制裁對策考究會議に於ては、國內資源の活用、輸入原料代用品の發見に力めると共に、輸入を輸出のレベルに迄抑壓すべきことが決議され、舉國協力の下に之が實行に邁進した。

次いで一九三六年一月二日附の命令を以て貿易及爲替管理局を新に設置し、内閣直屬の機關ならしめ、貿易及爲替の一元的統制が行はることとなつた。即ち組合省外國貿易課の業務と外國爲替管理局の業務とを統一し、又半官機關たるファシスト貿易協會及全國外國爲替協會をも統轄するのである。之に依つて迅速機敏を要する爲替業務に獨裁的な判斷を下し得ることとなつた。ファシスト貿易協會は新機關の下に、海外市場其の他の調査、博覽會、見本市の開催、外國見本市への参加、輸出品の標準化等の輸出振興の實際業務に當り、又全國外國爲替協會は、外國爲替の現物及先物取引、金、外國貨幣、外國證券及外國證券の賣買、其の他一切の爲替及

商品清算に關する實際業務に從來するものである。

敍上の如く經濟制裁に對する方策に付てはその經濟機構の特異なる點よりして徹底せる方途を講じ得た。他方獨逸、米國、ハンガリー等の如き有力なる取引國が制裁に参加せず、ムソリニが「石油を止めれば戦争だ」と云つた程にイタリアにとつては致命的なる石油を初め、石炭、銅の如き重要な資源が制裁品目となることなく石油の最大供給能力を有するアメリカは單に武器の輸出を禁止したに止り、石油及銅に付ては何等の對策を施してゐない。況んや制裁參加國就中イギリスを中心とした原料支配關係を考へれば僅にニツケル、錫及ゴムを支配するに過ぎないのである。且又エチオピア遠征が當初の豫想を裏切り約半歳の比較的單日月の間に一段落を告げた。此等の事情は相俟つてイタリアをして各種の困難なる情勢の下にあり乍らもよく難局を打開し得たものである。

エチオピア戦一段落後は入超額も漸次減少し一九三六年七月經濟制裁の撤廢以後は益々收支は好轉した。

即ち經濟制裁撤廢以後も前に示した如く各國との間の清算協定の締結の政策は續けられ、制

裁加盟國との間にも次々に締結を見るに至つた。一九三六年後半には入超は減じ出超さへ見るに至つた。

かくて一九三六年末には輸出禁制品は解除され、ファシスト貿易協會、イタリア棉花協會、羊毛局、生糸會社、米穀會社、イタリア硫黄販賣所、ヴィスコース販賣所等の有してゐた管理權も解消することとなつた。

一九三七年に入り獨逸はイタリアのエチオピア併合を承認し、獨伊間に次の如き新通商協定が成立した。

(イ) イタリアはドイツの對伊植民地移出を年三百萬マーク迄許容する。

(ロ) ドイツは伊植民地内に於て工場設備を爲すことを得。

(ハ) ドイツ輸出商へのイタリア植民省の輸出許可證は伊人輸出商と同様の手續を以て交付す。

(ニ) ドイツは伊國の自國植民地内に於ける特惠國稅を承認す。

一九三七年以後の貿易はリラ貨の切下げ、植民地貿易の急發展等を原因として急速に回復を

示した。

第七章 金融及價格政策

ファシスト政府は、大戦後の恐慌と通貨價值の不安定より來るイタリア經濟の混亂を防止するため、一九二七年に一リラ金〇・〇七九一九グラムの新平價に定めた。

之と關聯して政府は次の措置をとつた。

(一) 國內發券濟銀行に對して政府貸付金の四〇%を返還した。之は政府に對する外國銀行よりの貸付を轉移することに依つて可能であつたのである。

(二) 一九二六年五月六日の勅令に依つて、兌換券の發行はイタリア銀行 (Banca d'Italia) のみとせられ、從來發券銀行であつたナポリ銀行、シシリア銀行は其の特權を失はしめられた。

(三) 政府は他方四億リラに達する通貨の縮小を圖つた。かくして一九二七年十二月二十一日の勅令に依つて新平價を定めたのである。

一九二九年世界恐慌に至る迄の間に他の諸國に於ては景氣繁榮期が見られたに拘らず、イタリアは不況に沈淪し、銀行の多くは苦境に陥り、破産者續出の狀況を呈したのは、主として政府の右の新平價維持政策の結果である。

一九三九年の世界恐慌に次いで一九三一年には英國日本、一九三三年にはアメリカ迄が相次いで爲替を下落せしめたから此の間リラの安定を保持しながら深刻な不況を切抜けんとするイタリアの努力たるや異常なものがあつた。一九三四年には資本の逃避が行はれ、イタリア銀行の金準備は急激に減少した。政府は之に對應して一九三四年五月二十六日爲替管理を實施し、同年末にはイタリア人所有の海外債權、伊國外貨債の申告を臨行し、更に進んで輸入制限をさへ斷行した。

又對內的に一九三一年以來短期即ち商業金融の銀行と中期或は長期即ち工業或は農業金融機關との峻別政策 (前者を Banca とし、後者を Istituto となし名稱迄も嚴密に分別せしめた) は依然續けられ又産業復興會社、イタリア動産融資機關の設立による産業の救済によつて兎も角も破綻なく經過したのである。

動産融資機關 (Istituto mobiliare Italiana) は比較的短期の信用を附與する金融機關として設置されたもので、五億五十萬リラの資本を有し、資本の半額は政府預金部 (Caisse des dépôts) の支出に係るものである。

其の目的は次の二つである。

- (一) 企業に對し、動産擔保に依り融資すること
- (二) 私企業に對し、株式所有の形式に依つて企業参加を爲すこと

産業復興會社 (Istituto per la Ricostruzione Industriale) は一九三二年に更に長期の信用を附與すべき金融機關として設置された。

本協會は獨立せる左の二部組織より成り、各部は夫自身の管理機關及財産を有するのである。即ち

- (一) 産業融資部 資本金一億リラを有し、政府の諸金庫 (Cassa Depositi e Prestiti, Istituto Nazionale delle Assicurazioni) から投資せられたものである。
- 此の部は十五年乃至二十年の債券を發行する權限を認められてゐる。

- (二) 産業復員部 此の部は疲弊産業救済の爲の清算會社の債權債務を承繼し且清算會社に與へられたと同様の免税等の特典を賦與せられてゐる。

又此は政府より年額八千五百萬リラの補助金を二十年間交付せらる。

之を要するに、I・M・Iは企業に對して、短期信用賦與の機關であり、I・R・Iの金融部は長期信用を賦與し、復員部は復興の見込の薄い企業を漸次清算せしめんとするものである。然るに一九三三年以降爲替下落國には漸次回復の兆が現はれたにも不拘、リラを死守して金ブロックの最も忠實な一員となつてゐたイタリア經濟界は益々續行され來つたデフレーション政策によつて異常な難關に立つたが、一九三五年春ベルギーの一角から遂に金ブロック諸國の金本位維持策の拋棄を來し、リラの守護は、スィズム制度に對する不安を醸成するに至つたので其の注意を對外に轉ぜしむる意味に於て同年秋からのエチオピア遠征が行はれるに至つたとも稱せられてゐる。

エチオピア遠征中に於ける戰時金融統制方策に付ては各章に之を述べることにするが、其の後に於ける金融政策の主動向は中央銀行の統制力の強化である。

元來中央銀行たるイタリア銀行は未だ銀行の銀行たる特質の外に一般市中銀行の如き殘滓を有したのであるが、一九三六年三月の改組により、漸次純粹の中央發券銀行たるの本質を具備することとなつた。即ち先づ株券は全部記名式となり、株主は全部金融機關に限定し、從來の個人株主は一株千三百リラを以て買上げ、個人的色彩を蟬脱すると共に貸出等も漸次銀行及其他金融機關に限定し、當時六億リラに達してゐる個人への貸出は漸次整理することとなつた。かくて從來地方的割據の傾向のあつた地方銀行が中央銀行への依存の傾向を生ずることとなつたのである。

中央銀行の統制力の強化と共に、中央銀行總裁を委員長とする預金信用制度管理委員會 (Inspectorate for the Protection of Savings and for Supervision of the Banks and Financial Markets) の設置は貿易爲替管理局の設置にも比すべく、金融及證券取引保障等一切の部門はこゝに一元的に統制せらるる所となつた。此の委員會は内閣直屬の機關であつて、大藏大臣、組合大臣、農業大臣が直接監督を擔當し、イタリア銀行總裁が中央組合委員會との協力の下に之が總括に當るものである。其の主要目的が貯蓄の擁護及信用業務の統制にありと云はれてゐる。

るが、一面一九三一年以來の政策たる商業銀行の長期金融よりの分離政策を強化したものである。

委員會の統轄する範圍は、短期資金に付ては (イ) 一九三六年三月三日閣議の決定によつて行はれた改正銀行法に基き公的信用機關となつたイタリア銀行、イタリア商業銀行、イタリア信用銀行、ローマ銀行 (ロ) 預金業務を行ふ一般銀行及信用施設 (ハ) イタリア領土内に在る外國人經營の預金業者 (ニ) 貯蓄金庫 (ホ) 農業貸付金庫 (ヘ) 質屋業等を管理し、長期信用に付ては (イ) 一切の土地信用施設 (ロ) Consorzio di Nazionale per il Credito Agrario di Miglioramento (ク) Institute Mobiliare Italiano (ニ) Consorzio di Credito per le Opere Pubbliche (ホ) Istituto Nazionale di Credito per il lavoro italiano all'estero を管理する。

遠征の速かなる成功は幸にしてイタリアをして金準備をさまで減少することはなかつたが一九三六年九月、フランス其の他の金ブロック諸國の平價切下は流石のムソリニをして遂にリラ價の切下を決意せしむるに至つたのである。即ち一九三六年十月五日リラは金純分〇・〇四六七七瓦と一九二七年リラに對して四〇・九四%の減價となつた。即ち對米一九リラ對英九〇リ

ラと結局恐慌前の爲替關係に復歸した譯である。

イタリアに於てもドイツと同じく株式配當は制限せられ、超過利得は政府證券の引受に當らしめた。又銀行、貯蓄銀行及保險會社の資金を統制し、新規發行の國債引受に充當せしめた。一九三七年の秋には豫算上の困難を克服するため一割の資本課税を實施した。尙政府は不況期に於て其の所有に歸した銀行及工業會社の株券を處分することに依つて新なる資金を市場より吸収することが出来た。

併し乍ら一方國際收支は依然惡化を辿つた。イタリア再軍備の必要よりする原料其の他の輸入、就中スペイン、地中海方面の活動上海空軍の必要とする石油の輸入は増大した。他面輸出は國內産業が其の主力を再軍備の爲の國內生産に主力を注がざるを得なかつたので、海外市場の進出に力を注ぐ餘裕がない。世界各國との清算協定締結の擴大並にツーリスト・リラの設定其他觀光客誘致のため各種の手段がとられたのであるが而も國際收支の改善には十分の効果を示してゐない。

一九三六年十月のリラ貨の再評價に伴つて、國際聯盟の經濟制裁と爲替高の二つの重壓より

解放せられ、輸出工業部門の好轉、國內生産力の擴充に刺戟せられて、國內製品價格の騰貴、一般物價の騰勢を必至とした。

茲に於て政府は再評價と同時に十月五日附の緊急勅令「國內市場の混亂を防止し生計費の昂騰を抑制するための處置」を公布し、伊エ紛争中設置せられ、ファシス黨を中心として行政機關、雇主及労働者組合團體協力の下に組織された價格監視常設委員會の活動を繼承し更に本格的な發展を見るに至つたのである。

緊急勅令第一條に依れば、商品の卸賣又は小賣販賣價格は、價格監視中央委員會及縣組合間委員會の決定せる價格より高く定めることを禁ぜられた。

此の價格決定に際しては、一九三六年九月の價格狀態即ち平價引下直前の狀態を基準とし平價切下後の物價騰貴を抑制することが考慮せられてゐるが、價格の變更は原料價格の騰貴及市況の變化が製品に現實の値上りを齎した場合にのみ許可せられる。

價格決定の方法は、卸賣價格に付ては價格監視中央委員會が決定し、小賣價格は、縣の各首都に於ける縣組合委員會が之を決定する。

一九三七年二月十日より效力を發生した卸賣最高價格に付て見るに其の指定商品の範圍は小麥、小麥粉等四十二品目に及んでゐる。又同年二月一日に決定せられた小賣最高價格は、パン、玉蜀黍粉等三十商品（殆んど總てが食料品である）に亙つてゐる。

最高價格決定機關たる價格監視中央委員會はフアシスタ黨書記長又は其の代理者に依り司會せられ、内務省、組省、農林省、大藏省、交通省、宣傳省、貿易及爲替管理局、中央統計局、農業者全國總聯盟、工業全般總聯盟、商業者全國總聯盟、工業勞動組合全國總聯盟、商業勞動組合全國總聯盟、農業勞動組合全國總聯盟、信用及保險業全國總聯盟、信用及保險業勞動組合全國總聯盟、自由職業及藝術家全國總聯盟及消費組合全國會より選出せる夫々一名宛の代表者を以て組織せられる。

又縣組合間委員會はフアシスタ黨地方書記長により司會せられ、縣知事の代表者、縣組合協同體經濟局長及關係組合團體の代表者各一名を以て組織される。

同勅令第二條に依れば、商品價格の監視はフアシスタ黨内に設置せらるる右の價格監視中央委員會及其附屬機關たる縣組合間委員會に委嘱せられるのである。中央委員會長たるフアシス

タ黨書記長は商店倉庫工場の商品の在庫調査の命令權を認められた。

尙右の勅令は商品の價格のみでなく、第三條乃至第五條に依り、家屋、土地の賃貸借料、水道、電氣、ガスの使用料金、運賃、旅館及下宿の料金の向ふ二ヶ年間の措置を命じた。

以上の如き對策に依つて、平價切下後の國內市場の安定と生計費の昂騰を抑制するに與つて力があつた事は否定出來ない。然し乍ら此等の統制方策は、フアシスタ黨を中心として、多分に政治的色彩を帯びた統制方策であつて、協同體制度が完備せられ、最も效果的に活動し始めた近時に於ては、同制度を通じて物價統制を行ふことにより始めて其の目標とする全體的價格統制の實現が可能となり、物價統制の機構と機能に整頓が齎されるのである。

右の緊急勅令は實施後半ヶ年にして、一九三七年四月二十八日附緊急勅令を以て改正した。即ち從來價格監視中央委員會及縣組合間委員會に賦與せられた權限は夫々組合協同體中央委員會及縣組合協同體管理委員會に委讓せられることとなつた。

協同體中央委員は一九三〇年三月二十日附法律に依つて強化せられた全國協同體會議の一機關で總會の閉會中其の機能を代行するものであることは前述する通りである。

縣協同體管理委員會は縣知事を會長とし、ファシスタ黨地方書記長を副會長とし職業組合縣聯合會代表者を委員とするものである。中央委員會の指揮に基き、縣内商品價格の調査、決定及統制に任ずるのである。

右の如くファシスタ黨を中心とする價格管理機能は協同體を中心とする夫に移行したことは、協同體の占むる役割の上から極めて興味ある動向と謂はなければならぬ。

之に關聯して改正令第二條に依れば、協同體は商品又は勞務に關する價格問題審議の商會議招集を行ふことが出来る。又第三條に依れば協同體中央委員會は、原價の昂騰又は市況の變化に應じて公定價格の變更を許可する權限を有する。右の權限は必要且緊急なる場合に於ては組台大臣に委任せられるものである。

参考のため前述の勅令を掲げておく。

一九三六年十月五日緊急勅令第一七四六號

「國內市場ノ混亂及生計費昂騰防止ニ關スル處置」

第一條 商品ノ卸賣又ハ小賣販賣價格ハ本勅令第二條ノ定ムル所ニ依リ價格監視中央委員會及

縣組合間委員會ノ決定スル價格ヨリ引上グルコトヲ得ズ

上記委員會ニヨリ決定セラレザル商品ニ付テハ縣組合協同體會議ノ公報價格又ハ一九三六年九月ニ於ケル市場價格ヨリ高ク販賣スルコトヲ得ズ

第二條 商品價格ノ監視ハ之ヲファシスタ黨幹部會内中央委員會ニ委囑ス

中央委員會ハファシスタ黨書記長又ハソノ代理者ニヨリ司會セラレ、左ニ掲グル機關ヨリ選出セラレタル代表者各一名ヨリ成ル

(一)内務省、(二)組合協同體省、(三)農林省、(四)大藏省、(五)交通省、(六)新聞及宣傳省、(七)貿易及爲替管理局、(八)中央統計局、(九)農業者全國總聯盟、(十)工業全般總聯盟、(十一)商業者全國總聯盟、(十二)工業勞働組合全國總聯盟、(十三)商業勞働組合全國總聯盟、(十四)農業勞働組合全國總聯盟、(十五)信用及保險業全國總聯盟、(十六)信用及保險業勞働組合全國總聯盟、(十七)自由職業及藝術家全國總聯盟、(十八)消費組合全國會中央委員會ハソノ附屬機關トシテ各縣ニ組合間委員會ヲ置ク

組合間委員會ハ地方書記長ニヨリ司會セラレ縣知事、縣組合協同體經濟局長及關係組合團體ノ代表者一名宛ヲ以テ組織ス

原料及輸入品價格ノ昂騰若ハ生産及市場ノ例外的状態ヲ調整スル爲必要ト認メラルル場合ニノミ中央委員會ハ價格ノ變更ヲ許可スルコトヲ得

第三條 本勅令施行ノ日ヨリ向フ二ケ年間ヲ限り其ノ用途ノ如何ヲ問ハズ、都市ニ於ケル家屋及田舎ニ於ケル土地其ノ他不動産ノ貸貸借料ハ一九三六年九月一日適用セラレタル價格ヨリ引上グルコトヲ得ズ

本勅令施行ノ日ノ貸貸借料標準ニ比シ高キ價格ヲ支拂フ旨ノ契約ハスベテ其ノ效力ヲ失フモノトス

前項ノ場合貸借人ハ貸貸借終了ノ日ヨリ一年以内ニ標準貸貸料ニ超過スル分ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

第四條 本勅令ノ效力發生ノ日ヨリ向フ二ケ年間ヲ限り其ノ用途ノ如何ヲ問ハズ縣、市町村、組合又ハ個人ノ經營スル水道、電氣、ガスノ供給竝ニ人及貨物運搬ノ料金ハ本勅令施行ノ日

ノ標準料金ヨリ引上グルコトヲ得ズ

前項ノ料金統制ヲ掌ル國家行政機關ヨリ組合協同體大臣ノ同意ヲ得テ特定地域ニ於ケル料金ノ例外的取扱ヲ要求シタル場合政府首長ハ本勅令第二條ノ中央委員會ノ意見ヲ徴シタル後命令ヲ以テ特殊地域内ニ於テ前項ニ規定スル禁止事項ニ例外ヲ認ムルコトヲ得

第五條 旅館及下宿屋ノ料金ハ本勅令施行ノ日ヨリ一九三六年十二月三十一日迄本勅令施行ノ日ノ料金ヨリ引上グルコトヲ得ズ同日ニ至ル迄旅館觀光聯合ハ現行條件ニヨリ「旅館券」ノ事務ヲ續行スベキモノトス

新聞及宣傳省ハ一九三七年及一九三八年ニ於ケル旅館及下宿屋ノ料金ニ付其ノ最高及最低額ヲ決定ス

新聞及宣傳大臣ノ提言ニ基キ勅令ヲ以テ本條ニ定ムル處置ノ實施及上記「旅館券」ノ事務ニ關スル規定ヲ公布ス

第六條 本勅令第一條、第四條及第五條ニ定ムル禁止事項ニ違反シタル者ハ一萬リラ以下ノ罰金ニ處シ最モ重キ場合ハ一年以下ノ拘留ヲ追加ス

違反ノ口頭手續ハ二十四時間以内ニ判事ニ對シ之ヲ爲シ判事ハ常ニ口頭手續ノ受理ヨリ五日以内ニ速カニ判決スベシ

召喚ハ審問ノ少クトモ二日以前ニ被告人ニ通達スベシ判決ニハ刑法第五百三條、第五百四條及第五百五條ノ處置ヲ適用ス

旅館及下宿屋ノ支配人本勅令第五條ノ處置ヲ遵守セザルトキハ第一項ニ規定スル罰則ノ外縣知事ハ五日以上三十日以内ノ營業停止ヲ命ズルコトヲ得

第七條 農業、工業若ハ商業ニ從事スル者ソノ活動ニ通常必要ナル以上ニ商品ノ買占ヲ行ヒ因テ價格騰貴ヲ誘起シタルトキ又ハ其ノ他ノ方法ニヨリ市場ヲ攪亂シタルトキハ三ヶ月以上二ヶ年以内ノ懲役及一萬リラ以下ノ罰金ヲ以テ處斷ス

第八條 組合協同體大臣ハ關係各大臣ノ同意ヲ經且價格監視中央委員會會長ヲアシスタ黨書記長ノ意見ヲ徴シタル後本緊急勅令第一條及第二條ノ施行ニ必要ナル命令ヲ發布スルコトヲ得又特別ノ方法ニヨリ一定ノ商品ニ對シ第二條第四項ニ基キ許可シタル價格ノ變更ニ付ソノ最大限度ヲ表示スルコトヲ得

第九條 本勅令第二條ニ基ク價格監視中央委員會會長ヲアシスタ黨書記長ハ關係各大臣ノ同意ヲ得テ商店、倉庫及工場ニ於ケル商品ノ在庫量調査ヲ命ズルコトヲ得

委員會ハ前項ノ調査ヲ縣組合協同體經濟會議及稅關ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第十條 本勅令ハ王國官報ニ發表ノ日ヨリ效力ヲ發生ス

本勅令ハ法律タル效力ヲ得セシムル爲議會ニ提出ス

組合協同體大臣ハ關係法律案ヲ提出スル權限ヲ有ス

一九三七年四月二十八日緊急勅令第五二三號

「國內市場ノ混亂及生計費昂騰防止ニ關スル處置ヲ含ム一九三六年十月五日緊急勅令第一七四六號ノ改正」

第一條 一九三六年十月五日緊急勅令第一七四六號第二條ニ基キ中央委員會及縣委員會ニ賦與セラレタル卸賣及小賣商品價格統制ノ機能ハ夫々次ノ機關ニ賦與ス

組合協同體中央委員會

縣組合協同體會議管理委員會

價格問題審議ノ爲組合協同體中央委員會ヲ召集スル場合關係各大臣ハ自己ノ指名スル官吏ヲシテ代表トシテ會議ニ出席セシムルコトヲ得以上ノ外右會議ニ他ノ行政機關代表者ヲ參加セシムルコトヲ得

第二條 組合協同體ハ各々ノ管轄ニ於テ特定ノ商品或ハ勞務ニ關スル價格問題ヲ審議スルタメ會議ヲ召集スルコトヲ得組合協同體ハ諸問題ノ研究ヲ一九三四年二月五日法律第一六三號第六條ノ規定ニ基キ設置セラレタル組合協同體委員會ニ委任スルコトヲ得組合協同體又ハ組合協同體委員會ノ意見ハ之ヲ組合協同體中央委員會ニ通達ス

第三條 組合協同體中央委員會ハ價格ノ變動ヲ原價ノ昂騰若ハ市況ノ變化ニ基クモノト認ムルトキハ之ガ變更ヲ許可スルコトヲ得

組合協同體中央委員會ハ販賣業者ニ對シ特定ノ場合一定部門ノ生産品原價ノ昂騰ヲ理由トスル販賣價格ノ引上ヲ許可スルコトヲ得又必要アルトキハ斯カル引上ノ最大限度ヲ決定スルコトヲ得

第四條 必要且緊急ナル場合前條ノ機能及權限ヲ組合協同體大臣ニ委任スルコトヲ得

第五條 本勅令ハ王國官報ニ掲載ノ日ヨリ效力ヲ發生ス

本勅令ハ法律タル效力ヲ得セシムルタメ議會ニ提出ス

組合協同體大臣ハ關係法律案ヲ提出スル權限ヲ有ス

第八章 海 運 政 策

イタリア國家及國民生活は大部分海上に依存する。地中海及海外の生産諸國との交通の自由が確保せらるることは、平戰兩時を通じてイタリア國家の獨立を保持し、列強に伍するが爲の根本要件である。地理的にはイタリアは半島であるが、北部は交通不便なる山嶽地帯を以て境界を劃せられてゐるのであるから、物資の輸出入及び文化の交流は、勢ひ大部分を海路に依つて行はれざるを得ない。一九二二年の華府會議に於てパルフォア卿は次の如く述べた。「イタリアは、半島といふよりも一の島嶼と見るべきである。世界大戰中聯盟國がイタリアの兵器工廠及び工場に最小限度の石炭を供給するために嘗めた困難を想起すべきである。イタリアの食糧其の他必須の物資の供給を確保し、封鎖に遭遇したり又は海上交通が停止された場合に於て尙且

交戦國として地位を保持せしむるためには其の可能性に付て多大の危惧が感ぜられた。」

一九一九年のイタリアの輸出入貨物の總量三千九百萬噸の中二千九百萬噸は實に海上交通に依り海外より搬入され、海外に積出されたものである。之に加ふるに、海上交通の重要性は、其の貨物の性質によつて規定せられる。即ち海上により輸送せられる貨物は何れも國民生活及び國家經濟活動にとつて缺くべからざる物資である。かやうな物資が海上より輸入せらるる所以は地理的理由に基くことは勿論であるが同時に經濟上海上運賃の陸上運賃に比して著しく割安なるに基くのである。

今此の關係を明ならしむる爲少し數字は古いが一九二八年の輸入貨物に付て見れば次の如く大部分が海上より輸送せられたのである。

(イ) 小麦 二、七四五千噸の中二七二、七噸は米國、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア及ルーマニアよりの輸入である。

(ロ) 王蜀黍 九一三千噸の中八七五千噸はアルゼンチン、ルーマニア及米國よりの輸入である。

(ハ) 採油用種子 全量三四〇千噸の中殆んど全部が海外より搬入せらる。インド、支那、アルゼンチン、ベルギー領コンゴよりの輸入に係る。

(ニ) 棉花 二二三千噸の中大部分約一六九千噸は米國より、その他の大部分は印度及エジプトより輸入せらる。

(ホ) 石炭 一二、七九七千噸の中千萬噸近くは海上よりの輸送に係る。約六百五十萬噸は英國、四百四十萬噸はドイツ、其の他はザール地方、フランス其の他の諸國よりの輸入である。

(ヘ) 磷酸鹽 六一九千噸の中大部分はツニス、モロッコ等より輸入せらる。

(ト) 液體燃料及潤滑油 九六九千噸の中殆んど全部は海路により輸入せられる。特に黒海地方(四一〇千噸)及米國(三〇四千噸)の輸入が主なるものである。

(チ) 金屬礦物及金屬 一、四二〇千噸の輸出國は歐洲諸國であるが、其の大部分は海路に依るのである。

他方、イタリアの輸出品は殆んど全部が海路によつて輸送せられる。加ふるにイタリア本土と諸島との運輸、通信は、海路によつて確保せられるのである。海上運送は母國と海外に在住

するイタリア國民との連結の紐帯であり戦時に於ける祖國援助の生命線でもある。

イタリア産業の發展が海上運送の機能の巨大性と有効性に依存することは、極めて明白である。

平時に於ては外國船舶の備入を抑止して、對外支拂の節約に資し、他方海運運賃の收入に依つて所謂見えざる輸出を行ふのである。其の國際貸借の改善に資する所の大なるは改めて述ぶるまでもない。又國內商船隊の保持は其の國の産業發展のための不可缺の要件たる許りでなく一國の勞働市場に對して巨大なる需要を提供するものである。

且又船舶製造業に對して發展の礎を提供するものであり、船舶製造に附帶する各種各様の産業を併せ考へるならば、其の産業の發達に寄與する所の大なることは意想外に大なるべきと想はねばならぬ。

又戦時に於ては一國の商船隊の保持は海軍力保持の豫備的支柱であつて船舶のみならず、海運に従事する人的資源を考慮するならば其の海軍力の發揚に資する所は極めて大なりとしなければならぬ。

よしイタリアが直接に戦争に参加せざる場合と雖も、力強き商船隊の存在は如何なる事態に處してもイタリア國民の必要とする物質の獲得に不安なからしめ、政府は之によつて不安なる國際情勢に處して、極めて平靜に善處し得るのである。

有力なる商船隊を保持するには二つの要件が具備されねばならぬ。一は心理的事項であり、他は物的乃至技術的事項である。その何れにしても、船舶所有者と海員との間に又海運業者と貿易業者との間に十分なる理解並に協力の存することが絶対に必要である。

ファシスト政府は右の如き根本的の必要に對して、あらゆる努力を吝まなかつた。

一九一四年六月汽船の總噸數一、四三〇千噸に過ぎなかつたものが、一九二九年六月には三、二六二噸となつてゐる。此の期間に於ける英獨の世界總噸數に對する比率が、夫々四一・六%及一一・三%から三〇・二%及六・一%に激減してゐる事實を併せ考ふるならば、此のイタリアの數字は一層其の増加の大なるに驚かされる。而して此の増加は、特にファシスト政權樹立以後の事實に屬するのである。しかも此の量的増加は他方質的向上をも併せ伴つたものである。

一九二二年の汽船は一〇一六隻で其の總噸數は二六九千噸であつたが、一般的に云へば船舶は何れも戰時急造の船舶であり、又其の運航の頻繁なりし爲何れも其の質に於て老朽或は劣等であることを免れなかつた。

此等の船舶の平均噸數は二六五六噸で一萬噸以上のものは僅に十隻に過ぎなかつた。モーター船は總噸數五六千噸十八隻、油槽船總噸數五千噸十七隻、十五節以上の船舶二十五隻に過ぎなかつたのである。一九二五年迄には總噸數の増加は二三二千噸、一九三〇年には五六千噸の増加に達した。平均噸數も一九二五年の二八〇〇噸から二九五噸に増加した。一萬噸以上の船舶は一九二五年の八隻から一九三〇年の十七隻に増加した。モーター船は此の間四十一隻、一二五千噸から一七三隻五一千噸に増加した。又油槽船は二十八隻、一二九千噸から六十隻二五七千噸に増した。

右の如き増加の原因は、一面海運界及産業界の活況及其の前途に對する樂觀によるのであるが、其の主たる原因は政府が個人企業の促進方策に力を注いだ結果である。既に一九二三年二月一日には造船業問題の暫定的解決に資する一の勅令が發布された。一九二六年五月十六日の

緊急勅令では更に根本的解決の方策がとられた。即ち右の勅令に依れば、鐵工所及造船所の獨立に關する確たる目標が與へられ、所要金屬類の輸入に付ては輸入税が免除せられ之に依つて造船事業は極めて好條件の下に外國市場より鐵材等の取得を爲し得ることとなつたのである。又鐵工所に對しては、同時に保護關稅の特典が與へられ、大戰前よりも遙に低い關稅によつて保護せらるることとなつたのであつて諸外國の鐵工所に比し著しく有利となつたのである。

加ふるに一九二六年一月以後實施せられた補助航路の修正並びに老朽資材の強制取換も海運強化の一方策であつた。一九二二年進水船舶は一〇二千噸であつたが新造船船は一隻もなかつた。一九二六年には二五〇千噸の進水を見た。

此の間に於ける技術上の進歩に付ては次の如き數字に徴して船質改善の跡を観ることが出来る。

- 第一種 總噸數五千噸以上、速力十二節、船齡二十五年以下
- 第二種 總噸數一萬噸以上、速力十五節、船齡十年以下
- 第三種 總噸數一萬五千噸以上、速力十八節、船齡五年以下

右の分類に依りイタリア船舶の世界船舶に對する比率を觀れば次の如くである。

	第一種	第二種	第三種
一九一四年	二・三八		
一九二〇年	三・二六	六・二八	二三・一二
一九二五年	四・四八	六・〇九	二〇・六八
一九二六年	四・五三	六・五八	二七・四四
一九二七年	四・八三	五・九九	二七・五九
一九二八年	五・二六	九・〇三	四一・〇七
一九二九年	五・〇二	一〇・五三	三二・八六

右の種別をイタリア全船舶噸數に對する比率として見れば一層其の改善の跡の顯著なることを觀取し得る。

	第一種	第二種	第三種
一九一四年	一三・三六		

一九二七年	一八・一一	三・七二	二・四三
一九二八年	二〇・八七	六・四二	四・五七
一九二九年	二一・二八	八・五七	四・九七

右の數字よりして第一級に屬する船舶の恒常的進歩の顯著なることを觀取することが出来る。次の數字は一九二九年に於ける各國總噸數に對する此等各種船舶の比率を示すものであるが、之によつてもイタリア海運界の優越なる地位を見ることが出来る。特に第二種及第二種船舶に付ては其の優越性は殆んど絶對的である。

	第一種	第二種	第三種
イタリア	二一・二八	八・五七	四・九七
イギリス	三二・一一	六・四五	〇・九四
ドイツ	二九・六八	六・一四	〇・六七
フランス	二六・〇〇	四・三四	一・二八
アメリカ	八・九六	一・六七	〇・一二

オランダ	三九・一〇	五・三四	一・〇〇
日本	一七・〇二	〇・九九	—

右の如き高級船舶を世界船舶總噸數に對する比率に依つて見れば次の如くである。(一九二九年)

	第一種	第二種	第三種
イタリヤ	五・〇二	一〇・五三	三二・八六
イギリス	五三・三六	五五・八三	四三・五〇
ドイツ	八・七三	九・四六	五・五五
フランス	六・三二	五・四九	八・六九
アメリカ	九・三三	九・〇三	三・四七
オランダ	八・二六	五・八八	五・九四
日本	五・一二	一・五六	—

右の船質改善の進歩はフランス政府の懸命の施設に俟つ所大であるが、就中最も有力な原

因として次の如き施設を擧げることが出来る。

一九二七年十一月十一日の勅令に依つて官設技術機關の設置が行はれた。又同年六月二十三日の勅令に依つて船型試験所の設置が行はれた。又一九二九年七月八日の勅令に依つて、船舶の速度及推進機の改善に比例して補助金交付の途が設けられた。一九二八年七月十日の勅令は航行安全を保障すべく各般の嚴重なる船舶試験の基準法制を制定したものである。

併し乍ら大規模なる商船隊の創設及非能率的な資材の改善は多額の資金を必要とし、船舶業者は國內金融市場に於て其の資金の需要を充足することに困難を感ぜざるを得なかつた。そこで之の必要に應ずるために、數々の法令が制定せらるるに至つた。就中一九二七年二月十日及同年三月十三日の勅令は既に一九二六年三月二十四日制定に係る勅令を改正して補助金交付に對して改善する所があつた。

右の諸命令に基いて直ちに米國より十年乃至二十年の長期間を以て資金借入の交渉が行はれたのである。

右の如き施設の效果は頗る大であつた。之がためにイタリヤ船舶の改善に資する所は頗る大

なるものがあつた。

併し乍ら、政府は船舶改善のための資金を單に外資の借入に俟つのみでなく、一九二八年七月五日の勅令特に海運融資機關を創設し一億リラの資金を以て、抵當船舶價格の六〇%迄貸付を行ひ、其の資金の取得を容易ならしむることとした。

加ふるに該資金の利子は極度に之を低減し、二・五%乃至一%の範圍に於て適宜國庫は之を徵收することとしたのである。

かくの如きイタリア船舶の改善に伴つて、イタリア港灣に於ける海運のイタリア船舶對外國船舶の割合は、漸次前者の増加を示すに至つた。一九二二年は五九%であつたものが一九二五年には六四%、一九二九年には七〇%に増加した。此の間、一九二二年にはイタリア港灣に於ける出入貨物噸數は二三、四八〇千噸であつたものが、一九二五年には三五、九八〇千噸、一九二九年には三九、二六八千噸と増加した。

地中海諸國との海運も、一九一三年の三百萬噸から、一九二九年の三八二三千噸へと増加した。而して此の間イタリア船舶による割合も六五%から八一%に増加した。他方此の間北部及

中部歐洲との海運は千三百萬噸臺に止まつたのであるが、イタリア船舶による割合は一六%から四二%に増加したのである。

北米との海運は一九二二年の百八十萬噸から二百八十萬噸へ増加し、自國船舶による割合も五〇%から七八%へ増加した。黒海、マルモラ海及アゾフ海方面は一九一三年の百七十萬噸から二百萬噸へ増加し、自國船舶の割合は五〇%から七八%へ増加した。南米方面は一九一三年の百三十萬噸から一九二九年の二百二十萬噸へ増加し、自國船舶に依るものは四〇%から四七%へ増加した。印度、極東、其他スエズ以東の諸國との海運は五十萬噸から百三十六萬噸へ増加し、自國船舶割合は二五%から六二%へと著増した。

第四篇 イタリア戦時經濟體制

第一章 世界大戰に於ける戦時經濟體制の體驗

一九一四年八月世界大戰勃發するや、イタリアは、獨逸との三國同盟の情誼と、他方大戰の歸趨に對する實利的考察との間に處して、國內の輿論も、區々に分れ、遽に其の態度を決することを得ずおもむろに國際政局の動向を觀望するに過ぎなかつた。斯の如き旗幟不鮮明の有力な原因は同國軍備の缺陷と當時の財政窮乏とである。

此の間イタリアは軍備充實に力め、一九二五年五月いよいよ聯合國側に加擔して大戰に参加することとなつた。

(一) 工業動員

參戰の止むべからざる情勢を察知するや、先づ官設工場の作業力を二倍乃至四倍に増加し、

多數の民間工場に對しては、極力其の作業力の擴張を促進したのであるが、斯の如き緩手段のみでは其の目的を達し得ざるを認め、英佛の參戰當時に於ける戦時工業に關する失敗に鑑み、自國の國情に最も適合する如く一九一五年八月二十五日勅令を以て工業動員令を制定した。

工業動員令の要旨は、國內を七箇の工業動員管區に分け左記個所に工業動員地方委員會を設け、當該管區内にある工場にして軍需品製造上必要なものを指定して政府の補助工場とし、此等の工場を統轄せしむることとした。

トリノ、ミラノ、ゲンノバ、ボロジナ、ローマ、ナポリ、パレルモ

然るに戦局の推移と共に益々多大の軍需品が要求せられるに至つたので、軍需充足に一段の強行方策を必要とし、一九一七年七月五日陸軍省の軍需品次官局を獨立せしめて、イギリスの例に倣つて軍需省とし、曩に區分せる工業動員七管區を更に十一管區に増加し、委員會の設置個所を前述の地に、ベンチイヤ、フィレネ、コグリエリ、ボリーの四個所を増加した。

かくの如くして補助工場數及地方委員會の數は漸次増加し、中央委員會の業務繁多となつたので、中央委員會の委員一名を軍需省總務局長とし此等の事務の整理に任せしめ、同時に地方

委員會の祕書課を擴張して祕書局とした。地方委員會の編成は、戦争の経過と共に變化したものであるが、一九一七年末軍需省時代のものは左の如くである。

委員長 陸海軍將官

委員 技術専門家

四乃至六名

工業者から選出せられた者

二乃至五名

労働者側から選出せられた者 二乃至五名

地方委員會の任務は軍需大臣に直屬し動員せる補助工場を指導監督し絶えず工場の規律、技術及生産の状況を報告し且生産の増加及技術の改良に要する意見を具申し兼ねて工業者と労働者間に惹起せらるる紛議を調停するのである。

工業動員中央委員會は、工業動員に關する諸種の問題を討議し、又地方委員會の提出する諸種の意見の採否を決定し、地方委員會の決定し得ない地方的問題に對して裁定を與ふるものと且軍需充足の諮詢機關たるものである。其の組織は左の如くである。

委員長 軍需大臣

副委員長	軍需次官
委員	陸軍將官
	一名

議	員	一名
---	---	----

大藏省官吏	一名
-------	----

航空總監部代表者	一名
----------	----

技術専門家	一名
-------	----

工業動員中央委員會は軍需省内の總務局と密接な關係を有し、中央委員會委員の一名は總務局長を以て之に充つるものである。

軍需省は概ねイギリスの軍需省、フランスの兵器彈藥省に相當したもので、軍需品製造及供給に關する一切の事務を掌るものである。即ち必要な法規の起草、原材料の分配、製造業務の配當、生産の増大、軍需品の改良進歩、労働問題の解決等一切の業務を處理するものである。然るに戦争末期に近づくに従つて、軍需品製造と自國內外交通との關係益々緊密となつて來るに伴ひ、一九一八年九月十五日軍需省と運輸省とを合併して一省となし、兵器及運輸省と名

付け、該省内に軍需總監部を設け、從來の軍需省の局課を其の儘之に移管した。併し事務の實質に於ては何等の變化なく工業動員中央委員會及地方委員會と連絡した其の業務を執行し終に休戦の期に至つたのである。

他方軍需大臣は、内務大臣及大藏大臣其の他關係諸大臣と協議し、省令を以て私設工場中政府の補助工場とすべきものを發布した。

補助工場となし得るものは左の如くである。

(1) 軍需品の製造に従事せんとする工場又は分工場

(2) 陸海軍に必要な材料を製造する工場又は分工場

(3) 既に陸海軍に必要な軍需品又は材料を製造せざるも所要の設備及機械を有し現況の儘若は改造の時は軍用資材を製造し若は國家經濟に資し得べき工場

(4) 農業又は林業に關係ある工場にして陸海軍又は政府の供給に任じ又は國家經濟に資し得べき工場

軍需省によつて補助工場たることを發布せられたる工場の支配人又は其の代理者は其の補助

工場となつたことを工場従業員に通告し該従業員は發布の日より準軍人となり軍律に従ふべきものとなる。之がため工場支配人は支配人より職工に至る一切の従業員名簿二通を作成して工業動員地方委員會に提出し、軍需大臣は此等の人員の軍紀の監督に任ずるのである。之がため軍需大臣は陸軍大臣に請求して工場に監督將校を派遣し且該地方の留守師團長に請求して所要の下士兵を工場に派し従業員の作業並に一切の行動を監視し同盟罷業其の他不穩の行爲に對しては嚴重な軍律を以て拘束した。工場の經濟、技術及作業に關する事項、従業員の給與其の他工場自體の運営に直接關係する事項は工場主の任意に委ねられ唯工場支配人は工場の内部規則、作業時間、交替制、其の他工場運営に關する諸規則等を地方委員會に提出するのである。而して補助工場内に於ける労働者と工場主との間の労働契約期限は戦後三ヶ月迄之を延長するものとせられた。

工場の擴張をなさんとするときは、地方委員會は工場の状態を調査し所要の資金を貸與し又注文に際しては若干の前拂をなし殘餘を製品納入の際に支拂ふ等の方法を採用した。

兵役服務者にして補助工場に勤務する者は、一時軍務勤務を免れ引續き工場に於て作業に従

事せしむることとした。此等の軍人に對しては工場側は其の技能及勤務に應じて一般職工と同一の給料を給與するのであるが、該給料は之を政府に納入せしめ、政府より更に一般軍人同様の割合で支給することとした。工場勤務の軍人職工の軍紀に關しては、其の所屬軍隊又は憲兵隊に於て之を司るのである。

補助工場内に於ける女工及未成年工の労働時間及休業其の他衛生上に關する事項は地方委員會の監督に屬し、傷病者の休業並に災害豫防法に關する事項も亦地方委員會の監督を受けるのである。

イタリアに於ては前述する如く當初より工業動員法を制定實施したために、佛國に於けるが如く戦線から兵卒を召還する様な失態なく又軍人職工の給料は前述する如く規定せられたのであるが、諸請負仕事及時間外の作業に對する報酬は政府に納入せらるることなく本人の所得と定め、工場に於ては軍人職工に特別給料を得る如き仕事を比較的多く割當てたために事實上軍人職工も多くは普通職工と同様の賃金を受けたのである。従つて戦線に在る一般軍人と工場に在勤する軍人との間に給料上の大差あることは各種の問題發生の原因をなしたのである。

陸海軍に對して兵器材料、其の他の軍需の供給に任ずる民間工場に於て、他人を以て代ふべからざる職工は一時召集の免除を請願するを得る。又軍部所要品の供給のみでなく、國家、公共團體の所要品を製造する民間工場に勤務する職工に付ても亦同様の取扱をなすのである。此等の請願の許可は全國に於ける二十九の特別地方委員會之に當り免除期間は一ヶ月以上三ヶ月に互り尙ほ繼續せんとする者は更に請願をなすのである。かくの如くして兵役を免除せられたる職工は軍需の監督に服するのである。免除の必要止みたるときは、工場主は直ちに之を地方委員會に届出で、本人は其の翌日憲兵隊又は聯隊區司令部に出頭すべきものとされた。

召集中にして作戦地帯内の軍隊に屬する者を免除送還するには陸軍大臣の許可を要し、若し當人所屬部隊長にして作戦上の必要上之を許可し得ないものなるときは部隊長は之を陸軍省及大本營に報告し大本營の決裁を受くべきものとされた。

(二) 食糧動員

イタリアは大戦當時に於ては自國生産の食糧品を以て全國民の需要を充足するに足らない。一九一一年乃至一九一五年平均小麥産額は四百九十七萬噸で、國內消費額は六百六十二萬噸差